

令和5年度

新富町長期総合計画

実施計画書の検証

令和6年9月

新富町

■事業実施計画（検証）の目的

新富町では、平成23年度から新富町第5次長期総合計画に基づく「各課の事業実施計画」を作成し、年度終了後にその検証を実施の上、公表しています。

■検証の方法

令和5年度各課の事業実施計画における取組事業に対し、事業の達成状況を各課で検証し、総合的な評価を行っています。評価欄の記述については、以下のとおりです。

評価記号	目標達成状況
○	全部で目標を達成することができた
△	一部で目標を達成することができた
×	目標を達成できなかつた
●	評価できなかつた

目 次

総務課	- 5 -
総合政策課	- 14 -
財政課	- 23 -
基地対策課	- 25 -
税務課	- 27 -
町民課	- 29 -
いきいき健康課	- 30 -
福祉課	- 38 -
産業振興課	- 53 -
農地管理課	- 63 -
都市建設課	- 66 -
水道課	- 74 -
会計課	- 76 -
議会事務局	- 77 -
教育総務課	- 78 -
生涯学習課	- 86 -
農業委員会事務局	- 93 -

第6次新富町長期総合計画 数値目標

分野別 ビジョン	施策	関連部署	目標値	R2 (現状値)	R5 (目標値)	R5 (達成値)	R8 (目標値)
暮ら し・環 境	幹線道路の整備	都市建設 課	国県道改良率 (5.5m 未満含 む)	87.4	87.8	87.7	88.4
	町道の整備	都市建設 課	町道改良率 (5.5m 未満含 む)	69.5	69.7	70.9	70.0
	公共交通の確保	総合政策 課	町営公共交通利用 者数	6,295	8,765	9,197	12,000
	防災体制の充実	総務課	防災士資格取得者 総数	83	100	109	130
	住環境対策	都市建設 課	相続財産管理人申 立、略式代執行件 数	1	2	3	3
	ごみ減量化及び 資源リサイクル の推進	都市建設 課	ごみリサイクル率	13.7	17.5	17.6	25.0
	自然環境の保全	生涯学習 課	アカウミガメ上陸 回数	293	310	279	340
	排水処理対策等 の充実	都市建設 課	生活排水処理率	68.8	71.0	70.86	72.5
	健康管理体制の 充実	いきいき 健康課	特定健康診査受診 率	38.8	60.0	39.4	60.0
健康・ 福祉	国民健康保険制 度の安定運営	税務課	国保税収納率	96.78	96.98	98.07	97.26
	国民健康保険制 度の安定運営	いきいき 健康課	ジェネリック医薬 品普及率	83.8	84.2	87.6	85.0
	介護予防・健康 づくり	福祉課	通いの場実施個所 数	3	3	3	4
	高齢者にやさし いまちづくり	福祉課	認知症サポーター 養成講座開催数	4	10	15	15
	相談支援の提供 体制の確保	福祉課	障がい者福祉サー ビス相談支援利用 者数	32	42	46	42
	障がい児支援の 提供体制の確保	福祉課	放課後等デイサー ビス利用者数	33	52	48	52
	子育て支援の充 実	福祉課	ファミリー・サポ ート・センター事 業利用件数	23	28	49	30
	子育て支援の充 実	福祉課	特定教育・保育施 設充足率	100	100	86.0	100
	子どもの居場所 環境の整備	福祉課	放課後児童クラブ 充足率	100	100	100	100
	権利擁護	福祉課	成年後見制度利用 支援事業利用件数	15	20	23	20
教育・ 文化・ 人づくり	教育内容と環境 の充実	教育総務 課	部活動指導員数	8	8	3	8
	キャリア教育の 推進	教育総務 課	キャリア教育実施 回数	3	6	6	6
	特別支援教育の 充実	教育総務 課	LD・ADHD 通級 教室数	3	3	3	3
	生涯学習活動の 促進	生涯学習 課	生涯学習講座参加 者数	122	155	147	200
	文化芸術に親し む機会の充実	生涯学習 課	新富町図書館蔵書 冊数	81,903	91,000	98,363	106,000

	文化施設の活用	生涯学習課	文化会館利用者数	12,955	35,000	43,214	50,000
	誰でも参加できるスポーツの推進	総合政策課	スポーツ教室参加数	32	45	36	60
	民間との協働の推進	総合政策課	連携協定締結件数	12	10	4	10
	多様性社会の実現	産業振興課	審議会等の女性の登用率	24.3	26.1	29.3	28.8
	多文化共生社会づくりの推進	産業振興課	外国人住民向け広報回数	0	4	2	12
産業・経営	農林水産業経営の充実	産業振興課	認定農業者数	392	386	463	383
	農林水産業経営の充実	産業振興課	町外からの農業参入法人数（累計）	1	5	5	6
	農林水産業経営の充実	産業振興課	農業園芸に関するスマート農業活用件数	2	3	9	4
	新規就農者及び農業後継者の支援	産業振興課	新規就農者数（55歳以下）	6	12	19	17
	畜産の振興	産業振興課	新規畜舎建設数	0	2	2	2
	環境に配慮した農業の推進	産業振興課	バイオガス建設数	1	1	1	2
	商店街の活性化	産業振興課	ギャラリーしんとみ来客者数	4,326	6,000	4,281	7,000
	商工業経営の改善	産業振興課	商工業振興補助件数	10	15	23	15
	創業及び事業承継の促進	産業振興課	創業支援事業補助件数	1	4	8	4
	企業誘致の推進	産業振興課	誘致企業等認定企業数	1	1	0	1
	雇用の推進	産業振興課	町内雇用者数	6,650	6,550	6,773	6,500
	スポーツによる集客の推進	総合政策課	サッカースタジアム集客人数	2,409	42,500	36,157	60,000
地方創生	移住・定住の促進	総合政策課	移住希望者相談件数	—	10	9	20
	移住・定住の促進	総合政策課	在籍地域おこし協力隊員数	27	42	53	66
	空き家対策	総合政策課	空き家バンク制度マッチング件数	5	5	9	5
	関係人口の拡大	総合政策課	地域おこし協力隊インターーン制度利用者数	—	5	11	5
	交流人口の拡大	総合政策課	滞在人口率（休日・14時）	0.9	0.94	0.98	0.97
	地域コミュニティ活性化	総務課	自治会加入率	73.8	74.3	71.7	75.0

総務課

課長	山本 茂人
課長補佐	冠地 千里
課長補佐	齊田 貴史
秘書広報室長	岡本 啓二
情報化推進室長	清 紀文

1. 総務課の役割

総務課は、職員係、行政係、危機管理係、秘書広報室秘書広報係、情報化推進室情報化推進係で構成されています。

各係の業務内容は次のとおりです。

【職員係】人事、給与に関する事。

【行政係】議会、法制執務、行政一般、行財政改革に関する事。

【危機管理係】危機管理、防災、消防、防犯、交通安全に関する事。

【秘書広報室秘書広報係】秘書広報広聴に関する事。

【情報化推進室情報化推進係】情報通信網の整備、行政情報システムに関する事。

2. 個別事業とその目標

① 公共交通の確保

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

◆日向新富駅の平面交差化によるバリアフリー化の詳細設計を行います。

IC改札機等の導入に向けて、引き続きJR九州と協議していきます。

【評価】

○

【検証】

◇令和7年度の工事に向けて詳細設計を継続しています。

◇IC改札機の導入に向けて協議を継続しています。

② 災害に強い上水道施設の整備

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

◆災害時における水道水確保のため、避難施設での配水設備の場所や規模等について防災担当部署と検討を行います。

【評価】

○

【検証】

◇検討を継続しています。

③ 消防体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_1-消防、救急)

◆関係機関と連携したドクターヘリの運用を行います。人員体制や消防装備について東児湯

消防組合と協議していきます。

- ◆消防技術向上のため、各種訓練に取り組みます。令和5年度中に消防6部機械倉庫の新築を行います。
- ◆消防団員確保・維持の為に、団員の負担軽減に取り組みます。
- ◆消防水利施設充実のため、防火水槽や消火栓などの修繕・新設の必要性を把握し、必要に応じて修繕・新設を行います。
- ◆火災発生時において、火事発生情報を提供できるシステムとして防災行政無線、防災ラジオ、消防団員災害発生メールの運用を適切に行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇東児湯消防団と協議し、関係機関と連携しドクターへリの運用を行なえるよう協議しました。 ◇消防団の技術向上のため、規律訓練を7回実施しました。防衛省調整交付金を活用し、消防6部機械倉庫を新築しました。 ◇消防団員の負担軽減のため、各種訓練の検討協議を進めました。 ◇防火水槽や消火栓の修繕を適宜行いました。 ◇防災行政無線と防災ラジオ、消防団員災害発生メールの運用を適切に行いました。

④ 救急体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_1-消防、救急)

- ◆高規格救急車の更新や救急救命士の確保などにより、迅速な救急活動に必要な体制づくりについて東児湯消防組合と協議していきます。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇高規格救急車の更新等について東児湯消防組合と協議し、体制づくりを進めました。

⑤ 防災体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_2-防災)

- ◆地域防災計画の見直しを実施し、災害種類ごとの動員配備体制を新たに作成します。
- ◆備蓄食料更新計画をもとに、備蓄食料の充実を図ります。
- ◆自主防災組織結成地区に対し、防災倉庫の設置のための予算要求を行い、令和6年度設置に向けて取り組みます。
- ◆浸水区域内の地区地域を対象とした避難訓練等を実施し、自助、共助による減災対策の啓発を行います。
- ◆自主防災組織や消防関係機関等と協力し、防災訓練を実施します。個別避難計画作成推進会議を組織し、個別避難計画の作成を推進します。
- ◆災害時において、迅速な応急対策・復旧ができるよう、国や県等と連携を密にするための関係構築を行います。

- ◆災害対策基本法に基づく、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握に努め、個別避難計画の構築を行います。
 - ◆高齢者の増加に伴い、災害時における避難所の収容可能人数拡大のため、新たな指定避難所の確保を検討します。
 - ◆区長会等を通し、自主防災組織づくりのための情報を提供します。また、自主防災組織の未設置地区への組織設置を推進します。
- 地域における防災リーダーを育成するため、防災士養成研修の受講を推進し、資格取得に必要な防災士試験受講料と防災士認証申請料を助成します。
- ◆南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び地域防災計画等を基に、津波避難対策の推進計画を作成し、迅速に避難ができる海岸部の津波避難施設整備を検討し、実施に向けた協議を行っていきます。
 - ◆国土強靭化地域計画に基づき、大規模な災害からの被害の最小化が図られるインフラ整備に努めます。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害種類ごとの動員配備体制をさらに充実させました。 ◇アルファ米の備蓄数を増やしました。 ◇自主防災組織結成地区が1件ありました。 ◇年間35回の防災訓練等を実施しました。 ◇個別避難計画作成会議を開催し、避難計画の作成を進めました。 ◇国や県等との連携を密にするため関係構築を進めました。 ◇新たな指定避難所の確保について検討継続しています。 ◇定例の区長会で自主防災組織づくりの重要性や組織結成について説明しました。また防災士養成研修の受講を推進し、新たに6名が防災士の資格を取得しました。 ◇津波避難対策の推進計画を作成し、南海トラフ臨時情報に関する机上訓練を実施しました。 ◇国土強靭化地域計画に基づき、関係各課でインフラ整備を進めるよう周知しました。

⑥ 防災意識の啓発

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_2-防災)

- ◆地域と連携した防災訓練を行います。また、防災講話などを実施し、防災意識の啓発を行います。
- ◆洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を図るため、浸水区域内地域を対象とした防災講座を実施します。
- ◆気象台等の関係機関との連携を密に行い、早めの避難行動を促せるよう情報共有体制を構築します。
- ◆防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、防災に関する情報の迅速な情報提供

に努めます。また、防災情報伝達方法の多様化を進めるため、広報紙等でメール配信サービスの登録推進を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇年間 35 回の防災訓練等を実施しました。 ◇東五反田地区、大渕地区、舟津地区などで研修等を実施しました。 ◇気象台等の関係機関と連携して情報共有を進めました。 ◇防災ラジオや屋外拡声子局等による情報提供を徹底し、メール配信サービスの登録を周知しました。

⑦ 防犯対策

(第 1 節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

- ◆青色パトロール車による定期巡回を行い、不審者対策等町内の安全確保に努めます。
- ◆自主防犯活動団体への補助を行うことで、町民全体の自主防犯意識の向上を図ります。
- ◆包括支援センターや社会福祉協議会等が行う高齢者教室で、被害防止のための講和を行います。
- ◆防災ラジオ等の広報ツールを利用して、定期的に防犯情報の配信を行います。
- ◆防災ラジオ、メール配信サービス、町公式 LINE を利用して、事件・事故等に関する情報を提供し、注意喚起を行います。
- ◆地域住民等から設置要望があった箇所に防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具に LED を採用します。
- ◆各学校からの要望に応じて、不審者対応などの防犯教室を開催します。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇青色パトロール車による定期巡回を実施しました。 ◇自主防犯活動団体に補助を行いました。 ◇高齢者教室で講話等を行ないました。 ◇高鍋警察署と連携し、定期的に防犯情報を配信しました。 ◇事件・事故等に関する注意喚起を行いました。 ◇防衛省調整交付金を活用し、62 基の防犯灯設置工事を行いました。 ◇各学校からの防犯教室の要望はなく、今年度は実施しませんでした。

⑧ 交通安全対策

(第 1 節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

- ◆包括支援センターや社会福祉協議会等が行う高齢者教室で、警察署と協力し交通安全講話を実施します。
- ◆自主防犯団体と協力し、児童生徒の下校時間に合わせて通学路を青色パトロール車で巡回します。
- ◆交通安全運動期間に合わせて、街頭指導や啓発活動等を実施します。
- ◆各団体と連携し、児童生徒の登校時間や下校時間の見守りを行います。
- ◆防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、事故多発箇所や危険箇所等に関する

情報提供に努めます。

- ◆防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、事故防止のため反射材の利用を促進します。
- ◆地域住民からの声をもとに、見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラーを設置します。
- ◆交通事故が多い場所を中心に、信号機や標識などの設置について警察署へ要望を行います。
- ◆路面標示や交通安全看板、カーブミラーを要望があった場所に新設または交換し、交通安全に関する注意喚起を行います。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ◇高鍋警察署と協力し交通安全講話を実施しました。 ◇P T Aと協力し、青色パトロール車で巡回を行いました。 ◇春、秋の交通安全運動期間中は街頭指導を実施し、それぞれの運動期間中の啓発も行いました。 ◇交通指導員9名を任命するとともに、団体と連携して見守りを行いました。 ◇広報環境を利用した事故多発箇所等の情報提供に努めました。 ◇様々な講話の際に、反射材利用を促しました。 ◇交通安全対策特別交付金事業を活用し、町内6カ所にカーブミラーを設置しました。 ◇信号機や標識等の設置を警察署に要望しました。 ◇路面標示等の要望があった箇所について、新設や交換を実施しました。

⑨ ボランティア団体との協働の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)

- ◆町内でのボランティア活動に関する広報啓発を積極的にSNS等活用しながら実施しています。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ◇広報しんとみにおいて町内団体の活動の様子を紹介するなど広報を進めました。

⑩ 人権の尊重

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_1-人権の尊重)

- ◆人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を継続して開設するとともに、町内学校の要請に応じ人権啓発活動を行います。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ◇人権・なやみごと相談所を開設し、年間6回相談を行なうとともに

に、町内各小中学校6校を人権擁護委員が訪問し、人権啓発の作品募集依頼や子ども110番のPRを行いました。
新田学園において人権かるた教室を実施しました。

⑪ 多様性社会の実現

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_2-多様性の尊重)

- ◆人権が尊重される社会の実現に向け、他自治体との情報交換を進め、さらなる取り組みについて検討を行います。
- ◆パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体と情報交換を行い、利用しやすい環境づくりを進めます。
- ◆障がい者の雇用を推進し、役場でチャレンジ雇用を継続して実施し、公務を通じた社会性の習得を促します。
- ◆各種審議会等への積極的な登用を進め、女性登用状況等の情報収集に努めるとともに各課に周知を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇人権が尊重される社会実現に向け、他自治体との情報交換を進めました。
- ◇宣誓制度を導入している自治体と情報交換しました。
- ◇チャレンジ雇用を継続し、社会性の習得を促しました。
- ◇令和5年度の各種審議会への女性登用率の目標26.1%に対して、29.3%となり、周知が進みました。

⑫ 多文化共生社会づくりの推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)

- ◆外国人住民が安心して日常生活をおくり、地域住民と共に円滑に社会生活を営むことができるよう、やさしい日本語による行政情報の提供や、公共施設の案内表示等において多言語での記載やわかりやすい日本語表記を推進するため、関係職員に対し、やさしい日本語に関する講習会を開催します。
- ◆外国人住民が参画しやすい地域社会の調査・研究を行います。
- ◆多文化共生の意識啓発・醸成を推進するために、職員への研修機会の提供や広報等を通じた異文化の紹介、外国語を学ぶ生涯学習講座の開催などを取り組んでいく。
- ◆外国人住民に対応可能な災害時等の体制について調査・研究を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇職員を対象とした人権研修においてやさしい日本語に関する講習会を開催しました。
- ◇総合政策課、産業振興課とともに実態を調査しています。
- ◇産業振興課と総合政策課が行なう外国人を対象にした日本語教室において交通安全や防災講座を実施し、生涯学習課が脳トレ英会話教室を実施しました。

⑬ 地域コミュニティ活性化

(第5節-地方創生_Ⅱ-ひとづくり_1-地域コミュニティ活性化)

- ◆転入者に対する自治会加入の魅力を発信するため、地区加入パンフレットの刷新を行います。
- ◆LINE公式アカウントや防災ラジオ等多様な方法を活用し、自治会加入の広報を行います。
- ◆地区加入要件の平準化に向けたアンケート調査を行います。
- ◆地区間交流に向けたアンケート調査を行います。
- ◆出身地区や在住地区の職員を配置し、文書配布だけにとどまることなく地区との連絡調整に努めます。

【評価】

△

【検証】

- ◇地区加入パンフレットの内容を逐次更新しています。
- ◇LINEや防災ラジオ等での広報をできませんでした。
- ◇地区加入要件の平準化に向けたアンケート調査はできませんでした。
- ◇地区間交流に向けたアンケート調査はできませんでした。
- ◇地区担当職員の配置を見直し、災害時の連絡調整などを行なうよう配慮しました。

⑭ 長期総合計画の実現性の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)

- ◆限られた人材を最大限に生かすため、職員の自己研鑽の機会の創出と組織活性化に向けた取組を進めます。

【評価】

○

【検証】

- ◇市町村職員研修センターが主催する28講座に対し89名が参加し、町独自研修に延べ395名が参加しました。

⑮ 行政運営の効率化

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)

- ◆本格的な地方分権時代を迎えており、大きく変化する社会情勢に対応していくために効率的な行政改革を進めます。
- ◆業務処理状況を可視化し、業務量に応じた職員配置に取り組みます。
- ◆庁舎内の業務内容を可視化し、縦割り行政からの脱却を図るため、組織力向上につながる職場間の連携を推進します。
- ◆行政サービスのスリム化に努めるため、民間委託等を活用した事務の集約を推進します。
- ◆増大する町民ニーズに応えるため、社会情勢に応じた行政機構の見直しの必要性について適宜検討を進めます。

【評価】

【検証】

○

- ◇効率的な行政改革のため、取組を工夫しました。
- ◇業務量に応じた職員配置のため、人事異動を行いました。
- ◇職場間の連携のため、各種行政システムの更新等を工夫しました。
- ◇行政サービスのスリム化のため、必要に応じて民間委託を行いました。
- ◇行政機構を見直し、令和6年度から3つの課を新設することとした。

⑯ 行政のデジタル化推進

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)

- ◆高齢者のスマート教室を開催し、高齢者のデジタルの活用を推進します。
- ◆現行システムと標準仕様との機能の比較分析(Fit&Gap分析)整理を行い、標準準拠システムにあわせた業務フローを作成します。
- ◆kintoneやEXCEL等の操作習得のため研修会を開催し、職員の人材育成に取り組みます。
- ◆Kintoneを活用し、紙ベースの書類等についてはデジタル化を図り業務の効率化を図ります。
- ◆テレワーク用端末を整備し、在宅勤務を可能にします。

【評価】

○

【検証】

- ◇民間事業者と連携し、高齢者のスマート教室を行いました。
- ◇住基、税、健康管理、福祉業務フローの作成を継続しています。
- ◇kintone、Excelの操作研修を行い、人材育成に取り組みました。
- ◇Kintone活用で紙届出をデジタル化し、印刷削減等の業務効率化を図りました。
- ◇テレワーク用端末を整備し、在宅勤務を可能にしました。

⑰ 開かれた行政の推進

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)

- ◆町広報誌に加え、防災ラジオ、デジタルサイネージを充実させ自然に情報が入るように取り組みます。
- ◆Sあぷ！やLINE、フェイスブックを活用し、幅広い世代に対応した情報を提供します。
- ◆積極的なユニバーサルデザインを取り入れながら、利用者に優しい行政サービスのデジタル化について調査研究に努めています。
- ◆行政保有データのオープン化に努めていきながら、行政内部データの有効活用に取り組んでいます。
- ◆人材育成基本方針に従い、町民福祉のさらなる向上を目指すため、時代の変化に対応し得る人材の育成を行います。
- ◆業務遂行する上で職員同士のコミュニケーションを図ることは不可欠であり、健康でより豊

かな生活ができるように仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれる環境整備に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

- ◇町広報誌や防災ラジオ、デジタルサイネージを充実させました。
- ◇それぞれの SNS ツールを活用して情報発信しました。
- ◇行政サービスの調査・研究を進めました。
- ◇行政データの集約を継続し、ホームページでオープンデータを公開するなど、共有と利活用を推進しました。
- ◇人材育成のため、各種研修への参加を推奨しました。
- ◇職員の仕事と家庭の調和を図るため環境整備に取り組みました。

⑯ 広域的な行政連携

(第 6 節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)

◆共に広域的な行政連携を行っている構成市町村との連携の強化に努めます。

【評価】

○

【検証】

- ◇西都児湯の 1 市 5 町 1 村で連携を強化し、執行機関や付属機関の共同設置を行い、効率的な行政運営を行いました。

総合政策課

課長	有馬 義人
課長補佐	清 菜穂子
まちづくり推進室長	佐藤 博晃

1. 総合政策課の役割

総合政策課は、企画政策係とまちづくり推進室で構成されています。

業務内容は次のとおりです。

【企画政策係】 第5次新富町長期総合計画に掲げる主要施策の実現に向けて、1. 総合計画の実効性確保、2. 政策立案・調整、3. 男女共同参画、4. 統計調査、5. 地方創生総合戦略に伴う事業、6. 企業誘致、7. 地域住民との協働推進などの役割を担っています。

【まちづくり推進室】 サッカースタジアム・フットボールセンターの指定管理、J3所属のテグバジャーロ宮崎やなでしこ2部リーグ所属のヴィアマテラス宮崎との連携事業、企業誘致、国道10号新富バイパス・SIC事業

2. 個別事業とその目標

① 公共交通の確保

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆近隣市町村や県と連携し、バスなど既存の地域公共交通機関の持続可能な運行が可能になるように民間交通事業者への運行費助成など財政支援を継続します。
- ◆町営公共交通の利便性向上に向けた、地域公共交通計画の策定に併せた町民アンケート調査等を実施するとともに、民間交通事業者等との連携を密に行います。
- ◆他市町への通学・通勤・通院に合わせた町営公共交通と各種公共交通との接続を検討するとともに、実現に向けて各市町村・県と連携していきます。
- ◆利用者の声等を参考に、随時、乗合タクシーの停留所の増設や位置の見直しを行います。
- ◆乗合タクシーの運用について、随時予約状況等を把握しながら来年度の台数の適正化を検討します。
- ◆幅広く広報手段について検討するとともに、GTFSデータなどの活用を行っていきます。

【評価】	【検証】
○	<p>◇広域的バス路線運行費補助金（16,195,000円）に交付し、三納代線、一丁田線の運行を継続しました。</p> <p>定期路線バス運行費補助金（1,171,000円）を宮崎交通に交付し、宮交シティ～高鍋線、宮交シティ～木城温泉館湯らら線の運行を支援しました。</p>

- ◇利用者の声を反省させるようアンケートを実施し、新富町総合交通計画を策定しました。
- ◇総合交通計画にて、各種公共交通との接続を検討し、令和
- ◇利用者の声を参考に乗合タクシーの停留所を 5カ所増設しました。
- ◇防衛省補助を活用しコミュニティバス購入し、東回り西回りの 2 路線体制を実施するよう準備しました。
- ◇乗合タクシーの運用について検討し、令和 6 年度から 2 台体制とすることとしました。
- ◇総合交通計画においてスマホ情報を活用し、町民の移動状況を把握することができました。

② 交通安全対策

(第 1 節-暮らし・環境 _II-暮らしの安全安心 _3-防犯・交通安全・消費者行政)

- ◆運転技術に不安のある高齢者による交通事故防止のため、免許証を返納した 65 歳以上の町民に対し、タクシー初乗り回数券 15 回分、コミュニティバス・乗合タクシー無料乗車回数券 100 回分の支援を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇令和 5 年度は 38 名の方にタクシー初乗り回数券とコミュニティバス・乗合タクシー無料乗車回数券を交付しました。

③ 土地利用

(第 1 節-暮らし・環境 _IV-生活環境 _1-土地利用)

- ◆各種法令等を遵守しながら、自然環境や生活環境に配慮し、秩序ある土地利用の推進を図ります。
- ◆町内へ移転・新設を希望する企業に対し、適正な土地利用が図れるよう誘導に努めます。
- ◆三納代地区を中心に、騒音移転跡地の更なる活用を国に要望します。
- ◆企業誘致の際に、企業の希望を伺いながら土地のあっせんを行うなかで、当初の目的を失った公共用地の活用も念頭に置いた活用策を検討します。
- ◆IoT・ビッグデータ等の先進技術を活用し、地域の課題や地域格差の解決を図るため、スマートシティの実現に向けた取組みを推進します。

【評価】

○

【検証】

- ◇関係各課とともに適正な土地利用を促しました。
- ◇町内に移転・新設を検討する企業に土地の照会などを行いました。
- ◇三納代地区地域活性化エリアの一部において農業研修施設と農畜産物直売所として活用するよう事業調整しました。
- ◇町内に移転・新設を検討する企業に対して、町有地の活用も含め協議を進めています。
- ◇スマートシティ実現に向けた取組みを検討しています。

④ 公園・緑地の整備

(第1節-暮らし・環境 _IV-生活環境 _3-公園・緑地の整備)

- ◆富田浜公園基本計画を考慮しながら、隣接する富田浜漕艇場、富田浜キャンプ場を合わせた一体的な整備を図ります。

【評価】 ○	【検証】 ◇富田浜公園については、多目的広場を改修し、グラウンドとして整備するよう協議を開始しました。
-----------	--

⑤ ボランティア団体との協働の進

(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進 _1-協働の推進)

- ◆町とともに、協働のまちづくりを促進する活動を行うボランティア団体を含めたまちづくり団体に対し、まちづくり補助金による財政支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇まちづくり補助金については、イベント枠としてまつりしんとみ実行委員会への1団体への交付に留まりましたが、まつりの再開に貢献いたしました。
-----------	---

⑥ 民間との協働の進

(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進 _1-協働の推進)

- ◆実現可能な地域活性化の取組を推進するため、具体的な協業を検討し民間との連携協定を実施します。
- ◆事業開始している案件やこれから実施しようという案件の効果的な運用を計画的に行いうよう関係各課と調整しながら、企業版ふるさと納税を活用した事業の実施を推進します。

【評価】 ○	【検証】 ◇令和4年度は8件の連携協定を締結しました。 ◇17社から7事業に対し、2億3,178万円の企業版ふるさと納税の寄附をいただき、事業を推進することができました。
-----------	---

⑦ 多様性社会の実現

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重 _2-多様性の尊重)

- ◆各種審議会等への積極的な登用を進め、女性登用状況等の情報収集に努めるとともに、各課に周知していきます。
- ◆男女協働参画週間に、ポスターの掲示等を含めた広報・啓発活動を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇各種審議会等の女性登用を周知した結果、29.3%に向上しました。 ◇宮崎県男女共同参画センターの機関紙や事業案内を町内公共施設などで配布するなど、情報の提供に努めました。
-----------	---

⑧ 多文化共生社会づくりの推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重 _3-多文化共生)

- ◆外国人住民が安心して日常生活をおくり、地域住民と共に円滑に社会生活を営むことができるよう、やさしい日本語による行政情報の提供や、公共施設の案内表示等において多言語での記載やわかりやすい日本語表記を推進するため、関係職員に対し、やさしい日本語に関する講習会を開催します。
- ◆総務省が策定する「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、やさしい日本語による行政・生活情報の提供方法や、外国人に関する防災対策の推進を継続的に実施していきます。
- ◆多文化共生の意識啓発・醸成を推進するために、職員への研修機会の提供や広報等を通じた異文化の紹介、外国語を学ぶ生涯学習講座の開催などを取り組んでいく。
- ◆外国人住民に対応可能な災害時等の体制について調査・研究を行います。
- ◆事業所や国際交流協会等と連携しながら日本文化への理解の推進と地域生活への円滑な定着を支援します。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇講習会の開催にはいたりませんでした。 ◇日本語教室を8回開催し、外国人住民延べ138名の参加がありました。 ◇生涯学習講座で脳トレ英会話教室を開催されました。 ◇日本語教室において防災学習を行いました。 ◇国際交流協会と連携し日本語教室を開催し周知を進めました。

⑨ 企業誘致の推進

(第4節-産業・経済_II-商工業、工業_2-企業誘致)

- ◆移転や増設を希望する企業に対し、関係各課と協力し、ニーズにあった情報の提供を行います。
- ◆西都児湯企業立地推進協議会と連携し、企業の参入情報を収集するとともに、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と連携して企業との接触機会を創出します。
- ◆時代に沿った運用ができるよう、隨時、新富町企業立地促進条例の見直しを行いながら、企業の誘致を推進します。
- ◆企業が要望する内容を伺いながら、あっせんする土地があれば環境整備について検討していきます。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業からの相談件数は10件でしたが、年度内の誘致にはいたりませんでした。 ◇西都児湯企業立地推進協議会と連携し、宮崎県HPへの情報を更新しました。

- ◇企業立地促進条例を改正し、投下資産総額や業種の見直しを図りました。
- ◇各課と連携し土地の照会などを工夫しました。

⑩ 観光資源の整備・充実

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆産業振興課が計画する農産物直売所等と連携し、エリア全体の活用が図れるよう調整を行います。
- ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した「新富町宿泊交流施設」の運用を支援し、地域おこし協力隊などがすすめる合宿誘致などを推進しながら、滞在型観光施設の施設整備の検討を行っていきます。

【評価】



【検証】

- ◇農畜産物直売所の完成に向けエリア全体の調整を図りました。
- ◇新富町宿泊交流施設は侵入道路や駐車場の整備を行い、37組 926名の宿泊がありました。

⑪ スポーツによる集客の推進

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆新富テグバサッカースタジアムとフットボールセンターを中心とした「サッカーエリア」において、県サッカー協会や各種団体と連携し各種大会・合宿等の誘致を推進していきます。

【評価】



【検証】

- ◇新富町フットボールセンターが開館し、指定管理者である宮崎県サッカー協会の調整のもと多くの大会が開催されるようになりました。

⑫ 観光PRの推進

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆九州Jリーグホームタウン連携会議に参画し、町PRを積極的に行うとともに、ホーム戦でのスタジアム集客を支援し、町を訪ねる交流人口を拡大させ、経済効果につながる取り組みを行います。

【評価】



【検証】

- ◇九州Jリーグホームタウン連携会議に参加し、テグバジャーロ宮崎と連携し、九州だジェイの取り組みを進めました。

⑬ 移住・定住の促進

(第5節-地方創生_I-まちづくり_1-移住・定住)

- ◆住み続けたい、住んでみたいと思われるよう、各分野での総合的な施策を図ることにより移住・定住を促進します。

- ◆移住希望者が、必要なときに必要な情報を入手できるよう、移住の検討に必要な広報手段を確立するとともにホームページなどで周知を行っていく。
- ◆ワンストップで移住希望者の相談に対応できるよう、スムーズに必要な情報の収集を行います。
- ◆今後の様々な分野での担い手となる人材の定住促進を図るため、地域おこし協力隊のコーディネート委託事業者と連携をはかり、試験的な取り組みにチャレンジしようとする地域おこし協力隊を支援します。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇空き家バンクリフォーム補助金や子育て支援の充実について宮崎県の専用ホームページや町観光パンフに掲載するなどして周知を進めました。 ◇総合政策課と産業振興課が連携して相談に対応しました。 ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と合同会社町子屋に業務委託を行い、募集及び支援を進めました。

⑭ 空き家対策

(第5節-地方創生_I-まちづくり_1-移住・定住)

- ◆空き家を遊休資産化させないように、ホームページ等を通じて積極的に広報活動を行うとともに、空き家所有者への空き家バンクへの登録を進めていき空き家の利活用による地域活性化を推進していきます。
- ◆空き家バンクに登録された物件を利用希望者に情報が届くよう、町ホームページでの発信や、宮崎県移住支援センター等と連携した情報発信を行います。
- ◆遊休地の利活用推進のため、空き家の取り壊し支援や、空き地対策などについて関係各課と協力して調査研究に努めています。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇空き家バンク登録物件のうち9件が成約し、5件に対し4,182,000円のリフォーム補助金を交付しました。 ◇空き家バンクに登録のあった物件を町HPにアップしています。 ◇検討を継続しています。

⑮ 関係人口の拡大

(第5節-地方創生_I-まちづくり_2-関係人口・交流人口の拡大)

- ◆新富町への移住に興味を持ち、地域おこし協力隊への応募を検討する方を対象に、新富町の魅力や新富町地域おこし協力隊の活動を、直接、新富町に来て体感してもらうことで地域おこし協力隊の採用に繋げるとともに、地域おこし協力隊への応募につながらなかった人と関係人口拡大に繋げられるよう地域おこし協力隊インター制度の導入を行います。
- ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した新富町宿泊交流施設(旧富田小学校追分分校)において、関係人口拡大につながるよう、その運用を支援します。

- ◆町に関係する方との交流機会を重視し、トップセールスによる企業誘致や町との協業につながるよう、接触機会を創出します。
- ◆ふるさと納税の寄附にあわせ、町の情報を知ったり、足を運んでみようと思ったりできるよう、PRサイトや返礼品同封パンフなどを工夫します。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇令和5年度中に16名の地域おこし協力隊員が着任し、11名のインターン生を受け入れました。 ◇新富町宿泊交流施設の運用に対し補助金を交付し支援しました。 ◇企業版ふるさと納税の寄附等のため、福岡県や東京都にトップセールスを実施しました。 ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と連携し、ふるさと納税寄附のPRを行いました。

⑯ 交流人口の拡大

(第5節-地方創生_I-まちづくり_2-関係人口・交流人口の拡大)

- ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が構築した体験型観光パッケージを修学旅行や企業研修、外国人観光など、広い分野で活用できるよう支援します。
- ◆令和3年度に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した「新富町宿泊交流施設」の運用を支援し、サッカーを中心とした大会や合宿誘致のほか、ワーケーション活用などを促します。
- ◆新富テグバサッカースタジアムやフットボールセンターを運用し、県サッカー協会や各種団体と連携し、「サッカーエリア」における各種大会や町内での合宿等を誘致し、町を訪ねる交流人口を拡大させるよう事業を展開します。
- ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに、食や観光に関する町の情報発信に取り組みます。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇交付金を活用して検証した体験型研修を今後も研究し自走できるよう、協議を継続しています。 ◇新富町宿泊交流施設の進入路や駐車場を整備し、着実に利用者数が増加しています。 ◇新富町フットボールセンターを宮崎県サッカー協会に指定管理を委任し運用を開始したため、各種大会の誘致が進んでいます。 ◇株式会社ぐるなびと連携協定を締結し、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに情報発信を継続しています。

⑰ 地域コミュニティ活性化

(第5節-地方創生_II-ひとづくり_1-地域コミュニティ活性化)

- ◆まちづくり補助金のスタート事業枠・ステップアップ事業枠における支援を通し、自発的に

地域を活性化する取組を行うための団体設立や検討を行う団体を支援します。

◆新たに補助金枠を創設し、自発的に地域を活性化する取組を継続して行うまちづくり団体の活動やイベントの開催を支援します。

【評価】

○

【検証】

- ◇まちづくり補助金については、まつりしんとみ実行委員会によるイベント枠1団体に留まりましたが、まつりの復活に貢献しました。
- ◇令和4年度に創設した次世代に伝えつながる事業応援補助金については、継承事業枠を3団体、大規模イベント枠2団体に補助金を交付しました。

⑯ 成長産業育成の支援

(第5節-地方創生_Ⅱ-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

◆成長が期待される産業分野に取り組む事業所を支援します。

【評価】

○

【検証】

- ◇企業誘致の相談件数は10件でしたが、年度内の誘致にはいたりませんでした。

⑰ 新技術・デジタル技術の導入の促進

(第5節-地方創生_Ⅱ-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

◆行政サービスのデジタル化と食と観光に関する取り組みを開始し、ECサイトの活用促進や既存事業の見直しを含めた新規事業の構築について調査研究を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇地域活性化起業人制度による2社との事業連携を継続しています。

⑲ 長期総合計画の実効性の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_1-行政運営)

◆基本構想から基本計画に基づく施策について、毎年度の実施計画を本計画書でうたい公表するとともに、翌年度には、前年度の検証を行い公表します。

◆限られた人的資源を生かすため、長期総合計画の目指すべきまちの姿の実現に向けた取組を推進します。

【評価】

○

【検証】

- ◇令和5年度の計画を7月に公表し、令和4年度の検証を9月に公表しました。
- ◇本検証をもとに各課の事業内容の進捗の自己点検を促しました。

㉑ 広域的な行政連携

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_1-行政運営)

◆共に広域的な行政連携を行っている構成市町村との連携の強化に努めます。

【評価】 ○	【検証】 ◇広域的な行政連携について検討しました。
-----------	------------------------------

㉗ 公共施設の適正管理

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_1-行政運営)

◆新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら維持管理コスト等の縮減を図るため、新規の公共施設建設については、PPP/PFIや指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などを活用します。

【評価】 ○	【検証】 ◇指定管理者制度導入を積極的に行いました。 新規：新富町農畜産物直売所 更新：新富町チャレンジショップ
-----------	---

㉘ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_2-財政運営)

◆受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。

【評価】 △	【検証】 ◇新富町温泉健康センターサン・ルピナスの入浴料については検討を継続しています。
-----------	---

財政課

課長 山本 明子
課長補佐 黒木 崇

1. 財政課の役割

財政課は、財務係と管財入札係で構成され、財政（予算・決算）、財政改革、財産管理、入札事務に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 行政運営の効率化

（第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行政運営_1-行政運営）

◆新規事業については、投資効果・緊急性などの評価を総合的に検討した上で、社会情勢の変化などから真に必要と判断される施策について積極的に取り組みます。

【評価】	【検証】
○	◇新規事業については政策会議での議論を経た上で予算査定するなど複眼的な検討を行いました。また、補助金については、必要時に応じて新富町補助金等検討審査会での意見聴取を行い適正化を図りました。

② 公共施設の適正管理

（第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行政運営_1-行政運営）

◆公共施設の適正管理に努めるため、新富町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化・集約化を検討するとともに、廃止・除却も含めた公共施設の方向性について検討を進めます。

◆維持管理の削減に努めるため、既存施設の計画的かつ予防的な修繕対策の実施と転換を行います。

【評価】	【検証】
○	◇公共施設の新設においては、複合化を積極的に進めるよう施設管理課を指導しました。 ◇予算査定において施設管理課に改修等の計画を提示するよう求めました。

③ 安定的な財政運営

（第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行政運営_2-財政運営）

◆新富町補助金の適正化に関するガイドラインを基に、必要に応じて補助金審査会の意見を

聴取し、補助金の適正化を推進します。

- ◆行政コストの縮減を図るため、企業版ふるさと納税や連携協定等の活用するなど民間活力の活用を推進します。
- ◆活用の見込みのない遊休財産を売却し、歳入の確保と管理費の縮減に取り組みます。
- ◆短期的な費用対効果を求めるばかりではなく、長期的な視点も組み合わせ各種事業へ投資を行います。
- ◆各課の実施計画(検証)等による事業評価を基に、無駄のない財政運営を行います。
- ◆わかりやすい財政情報の公開を実施し、透明性の高い財政運営を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇3年以上継続している補助金や補助内容の拡大を検討している補助金を中心に、新富町補助金審査会で審議し、適正化を進めました。 ◇行政コストの縮減のため積極的に民間事業者との連携協定を締結しました。 ◇遊休財産については売却を視野に担当課と調整しました。 ◇大型事業については長期的な財政負担を考慮し事業調整しました。 ◇各課の実施計画（検証）等による事業評価も参考に予算査定を行いました。 ◇しんとみ財政情報を2回公開しました。

④ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行政財政運営_2-財政運営)

- ◆受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。
- ◆各種補助制度などの積極的活用を推進します。
- ◆世代間の公平性に配慮し、地方債の活用に取り組みます。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇令和4年11月に策定した「使用料の見直しに関する基本方針」に基づき、予算査定において、施設管理課に対し、使用料や手数料の見直しを促しました。 ◇防衛省補助以外にも企業版ふるさと納税など各種補助金の活用を促しました。 ◇有利な地方債の活用を積極的に検討し、借換えを行うとともに、世代間の公平性に配慮し、新たな借入分の返済期間の調整も行い健全化に努めました。

基地対策課

課長

甲斐 雅啓

課長補佐

竹内 直也

1. 基地対策課の役割

基地対策課は、基地が原因で生ずる障害等の防止策、補償、また米軍再編に係る国との連絡調整や自衛官の募集事務等の総括窓口を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 騒音対策

(第1節-暮らし・環境_III-基地周辺対策_1-基地周辺対策)

- ◆騒音障害の軽減及び基地と住宅地の間に緑地帯等の緩衝地帯を形成するため、住宅防音工事や建物等の移転補償・土地の買い入れの対象区域拡大について、国に強く要望します。
- ◆令和4年4月から対象となった、第1種区域内の80W以上の区域に所在し平成15年8月29日までに建築され、住宅防音工事希望届が出された住宅に対する防音工事が早期に着工できるよう国に強く要望します。また、75w以上で80w未満及び平成15年8月30日以降に建築された住宅に対しても、住宅防音工事の対象となるよう国に強く要望します。
- ◆住宅防音工事や建具・空調機の機能復旧工事における、待機世帯の早期解消と待機期間の短縮を図るよう、国に強く要望します。
- ◆航空機等から発生する騒音障害の実態を把握するため、騒音測定や離着陸状況を調査し、航空機等の騒音の軽減及び、対策の充実を国に強く要望します。
- ◆航空自衛隊新田原飛行場の運用により生ずる騒音が特に著しい地域に、テレビ受信料、空気調和機器電気料の一部を助成します。

【評価】

○

【検証】

- ◇対象区域拡大について国に強く要望しました。
- ◇住宅防音工事希望届が出された住宅に対する工事を早期に着工できるよう要望を継続するとともに、平成15年8月30日以降の住宅についても対象とするよう強く要望しました。
- ◇待機世帯の早期解消や待機期間の短縮を図るよう強く要望しました。
- ◇騒音測定や離着陸状況を調査し、航空機等の騒音の軽減と対策を国に強く要望しました。
- ◇テレビ放送受信料補助金は908戸に、激甚地区空調機器電気料補助金は986戸に交付しました。

② 基地周辺生活環境の充実

(第1節-暮らし・環境_III-基地対策_1-基地周辺対策)

◆在日米軍再編に伴う訓練移転等の訓練が行われる場合には、関係機関と連携して情報を収集し、町民の不安解消と安心安全の確保に努めます。

【評価】

○

【検証】

◇令和5年12月8日から20日の間に在日米軍再編に係る新田原基地への訓練移転があり、米軍再編に係る新田原基地への訓練移転に関する連絡協議会において情報確認を行いました。

③ 地域コミュニティ活性化

(第5節-地方創生_II-ひとづくり_1-地域コミュニティ活性化)

◆自治公民館運営補助金による、自治公民館の円滑な活動を支援します。

【評価】

○

【検証】

◇町内63地区に対して自治公民館運営補助金を交付しました。

税務課

課長	平井 康博
課長補佐	河野ゆかり
課長補佐	税田 智久
課長補佐	工藤 貴之

1. 税務課の役割

税務課は、固定資産係、賦課係、収納係で構成されています。

各係の主な業務は、次のとおりです。

【固定資産係】固定資産税、地籍調査、家屋台帳、償却資産台帳、土地家屋評価証明に関すること。

【賦課係】住民税（個人・法人）、軽自動車税、国民健康保険税、税に関する証明に関すること。

【収納係】税収納に関すること。

2. 個別事業とその目標

① 国民健康保険制度の安定運営

（第2節-健康・福祉_II-社会保障_1-国民健康保険制度の安定運営）

◆税負担の公平性の実現に向けて、法令に基づき徴収を行い、収納率96.7%以上を目標とし財源確保に努めます。

◆公正公平な国民健康保険税の課税及び課税内容については懇切丁寧な説明に努めます。

【評価】



【検証】

◇令和5年度については収納率97.09%となりました。
◇当初課税通知時に当該年度の税額の周知を対象者へ送付、またHP等への掲載による周知を実施。また、問い合わせへ対応の丁寧な説明を心がけて実施しました。

② 後期高齢者医療制度の安定運営

（第2節-健康・福祉_II-社会保障_2-後期高齢者医療制度）

◆後期高齢者医療制度の安定のため、99%超で推移している現年度後期高齢者医療保険料収納率を維持し、収納率100%を最終目標に財源の確保に努めます。

【評価】



【検証】

◇令和5年度については収納率100%となりました。

③ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行政運営_2-財政運営)

◆令和4年度に導入したWeb口座振替サービスは、24時間PC・スマホから口座振替の申込みができるため、更なる利用促進に努めています。

◆地方税統一QRコードの導入をはじめとしたキャッシュレスによる収納が拡充されているため、関係各課と連携を図りながら、円滑な収納事務に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

- ◇令和4年度からWeb口座振替システムを導入し、24時間PC・スマホから口座振替の申込みができるようになったことを更に周知化し、口座引き落とし対象者の拡大を実施しました。
- ◇キャッシュレス収納の環境整備にあわせ、キャッシュレス決済の周知について税務署、県等とも連携しました。

町民課

課長 井下 喜仁
課長補佐 宮崎 智恵美

1. 町民課の役割

町民課は、戸籍住民係と年金係で構成され、戸籍住民係では窓口における諸証明の発行をはじめ、印鑑登録や戸籍事務などを所掌し、年金係では国民年金の資格得喪失、消費者行政に関する事務などの窓口サービスを所掌しています。

2. 個別事業とその目標

① 消費者の安全安心の確保

(第1節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_3-防犯、交通安全、消費者行政)

- ◆正しい消費者知識を習得し、自己の意思と責任で対応できるよう消費者教育・啓発・情報提供の充実を図ります。民法改正による成年年齢引き下げに伴う各消費者教育や啓発を推進します。
- ◆県消費生活センター、西都児湯消費生活相談センター、警察署等の関係機関と連携を図り、相談業務や広報誌等による消費者問題の啓発を実施し、トラブルの未然防止と迅速な解決に努めます。

【評価】	【検証】
○	<p>◇消費者相談窓口の開設日を広報誌に掲載して周知しました。</p> <p>◇消費者行政全般の相談について、西都児湯消費生活相談センターと連携して、早期解決に努めました。</p>

② 国民年金の充実

(第2節-健康・福祉_Ⅱ-社会保障_3-国民年金)

- ◆若年層を中心に国民年金制度の趣旨理解と老後生活の安定と地域経済の基盤確保のため、広報誌等による年金制度の広報啓発を図るとともに、未加入者や未納者を減らしていくため、所管する年金事務所と協力連携して町民生活の維持向上に努めます。
- ◆加入者の受給権を確保するため、相談業務を充実させる取り組みを行います。

【評価】	【検証】
○	<p>◇国民年金制度の理解を深めていただくとともに、保険料の未納を無くすため、保険料の免除や猶予制度について、町広報誌に情報を掲載しました。また、年金事務所と連携して未加入者・未納者への周知を行なうとともに、来庁時に加入記録の照会や保険料納付額の確認を行いました。</p>

いきいき健康課

課長	稻田 真由美
保健相談センター所長	押川 美香
課長補佐	壱岐 文登
課長補佐	長友 令子
課長補佐	白瀧 日登美

1. いきいき健康課の役割

いきいき健康課は、保健予防係、健康推進係、国民健康保険係、後期高齢者医療係で構成され、1. 保健・栄養指導 2. 母子保健事業 3. 予防接種 4. 国民健康保険事業 5. 後期高齢者医療事業など、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康を保ちながら、いきいきと暮らせるよう、保健相談センターを拠点に町民生活に直結する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 健康管理体制の充実

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり)

- ◆母子保健の充実のため、妊婦・乳幼児一般健康診査、新生児聴覚検査、産後健診の助成を行います。赤ちゃん訪問や生後6・7ヶ月の乳児健診、離乳食教室を実施します。必要に応じて産後ケア事業やフォローアップ事業を実施します。
- ◆健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆健康への関心を高めるために生活習慣病の予防に重点を置き、保健相談や健康教育を行います。
- ◆健康に関心を持ち、健康の維持・管理ができるよう、国民健康保険加入の20代を「わかば健診」、30代を「みづば健診」として若い世代を対象とした健康診査を実施します。また、勤め先で健診受診の機会のない町内消防団に所属している方(社会保険加入者)を対象に「消防団健診」を実施します。
- ◆保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、はつらつ健康基金を活用して、次の①～③の方を対象にがん検診を無料で行います。
 - ①65歳以上の方
 - ②31歳(子宮頸がんのみ)・41歳・51歳・61歳(肺がんCT及び前立腺がんは51歳、61歳)の方
 - ③40～64歳で特定健診を5か年(平成30年度～令和4年度)継続して受診している方
- ◆地域の特性に応じた保健活動を行うため、健診結果や医療費等のデータを活用した分析を行います。
- ◆高齢者健康づくり対策のため、「すこやか高齢者健診」により、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の早期発見につなげることで、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)の延伸につながるよう支援します。
- ◆40歳・50歳・60歳・70歳の節目年齢の方を対象に、歯周病検診の費用を町が一部助成

し、町内の歯科医院で検診を実施します。

【評価】

○

【検証】

◇妊婦・乳幼児一般健康診査、新生児聴覚検査、産婦健診の助成を行い、赤ちゃん訪問や乳幼児健診、離乳食教室、産後ケア事業とフォローアップ事業を下記のとおり実施しました。

	助成回数	実受診数(人)	延受診数(人)
妊婦	14	140	1,048
乳児健康診査	2	103	172
新生児聴覚検査	1	73	73
産婦健診	2	73	147

	対象者数	訪問数(人)	訪問率
こんには赤ちゃん訪問	102	102	100.0%

	回数	対象者数	受診者数(人)	受診率
乳児健診 (6~7か月児)	6	107	103	96.3%
1歳6か月児健診	6	118	116	98.3%
3歳児健診	6	116	115	99.1%

	回数	参加者数
赤ちゃんもぐもぐ教室(離乳食教室)	6	70

	実施実人数(人)	実施延べ回数(回)
産後ケア事業(アウトリーチ)	10	39

	実施回数(回)	参加実人数(人)	延人数(人)
産後ケア事業(デイサービス)	24	39	72

	要フォロー(人)	要保護対象者(人)
赤ちゃん訪問時のフォロー	10	6

◇地域に出向いての健康教室や栄養指導を下記のとおり実施しました

	回数	参加者数(延)
総合健康相談	随時	12
高齢者受給者証交付説明会時講話	随時	103
特定保健指導教室	8	43
一般健康教育	1	106

	回数	参加者数
健康づくり食育事業:指導及び講習	19	19
健康づくり食育事業:栄養講話	1	24
食生活改善推進員:調理実習研修会	7	65
食生活改善推進員:活動	21	296
高齢者低栄養予防事業:健康教育	12	103
高齢者低栄養予防事業:地域ケア会議	10	25件

◇「わかば健診」(20代)、「みつば健診」(30台)を下記のとおり実施しました。

	対象者数	受診者数(人)	受診率
わかば健診(20代対象)	191	11	5.8%
みつば健診(30代対象)	278	54	19.4%

◇はつらつ健康基金を活用して対象者ががん検診を無料で実施し、健

診結果や医療費等データを活用した分析しました。

◇すこやか高齢者健診を下記のとおり実施しました。

	被保険者	対象外者数	健診受診者数	受診率
すこやか高齢者健診	2,818	689	530	24.89%

◇歯周病健診は下記のとおり受診がありました。

	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
40歳	188	13	6.9
50歳	227	12	5.3
60歳	220	13	5.9
70歳	268	30	11.2
合計	903	68	7.5

② 町民の健康を守る取組の推進

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり)

- ◆上位計画である国の「第3次健康日本21」と合わせて、本年度 R6年度から R18年度まで(12年間)の第2期新富町健康増進計画を策定します。
- ◆健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、保健センターだよりの発行や地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、保健センターだよりの発行や地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆食生活改善推進員と連携し、地産地消・食育・食生活の改善を行い、全ライフステージにある人が、食を通した健康づくりを実践できるよう支援します。
- ◆健診会場等で保健指導媒体の掲示やパンフレット等を配置し、健康意識向上のためのポピュレーションアプローチを行います。

【評価】



【検証】

- ◇第2期新富町健康増進計画を策定しました。
- ◇特定保健指導教室を8回、一般健康教育を1回実施し、栄養講話を1回実施しました。
- ◇保健センターだよりを6回発行し全戸配布しました。
- ◇食生活改善推進員活動は21回実施し、296名の参加がありました。
- ◇健診会場等で保健指導に関する情報を掲示して周知し、ポピュレーションアプローチを実施しました。

③ 感染症対策の推進

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり)

- ◆感染症予防のため、予防接種の助成を行い、乳幼児、児童・生徒、高齢者等が感染症に罹ることを予防するとともに、罹患しても重篤にならないように推進を図ります。
- ◆感染症を予防する生活習慣や知識の普及のため、保健センターだよりを年6回発行します。

また、新型コロナワクチン接種についても、保健センターだよりや HP にて適宜情報発信を行います。

◆感染症等の感染予防対策を各関係機関と連携し、予防対策の周知や対策の充実を図ります。

◆結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払い、65歳以上の方を対象に結核検診を無料で行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇年代毎に応じて必要な各種予防接種の助成を行いました。
- ◇保健センターだよりを発行し新型コロナウイルスワクチン接種についても適宜情報発信を行いました。
- ◇各関係機関と連携し、予防対策の周知や対策を行いました。
- ◇結核に関する周知広報を行い、65歳以上の方 3,467 名を対象に結核検診を無料で行いました。受診者は、1,661 名でした。

④ 地域医療体制の整備

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり)

◆町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを進めます。

◆かかりつけ医を持つことを推奨し、県及び地域の医師会と連携しながら、適切な地域医療体制づくりを進めます。

【評価】

○

【検証】

- ◇関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを進めました。
- ◇かかりつけ医を推奨し、医師会と連携し適切な地域医療体制づくりを進めました。

⑤ こころの健康を守る取組の推進

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり・医療_2-こころの健康づくり)

◆生きることの包括的な支援のため、自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために「行動」「気づき」「つなぎ」「見守り」ができるよう広報啓発を行います。

◆こころの健康意識を図るため、保健センターだより等による啓発を行い、相談や見守り体制づくりを進めます。

◆精神保健に関する理解促進のため、様々な機関と連携しながら、適正な医療につなげるよう支援します。

【評価】

○

【検証】

- ◇9月の自殺予防週間と3月の自殺予防月間に保健相談センターだよりで広報啓発を行いました。
- ◇相談（延26件）、訪問（延1件）、電話（延25件）を行い、相談

内容により適正な医療につながるよう支援しました。

⑥ 自殺対策事業

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_2-こころの健康づくり)

- ◆自殺対策計画に基づき、計画的に様々な自殺対策に取り組みます。
- ◆地域や自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。
- ◆保健センターだより等を通じて、悩みを抱えた人々の周りの気づきに対する啓発を行います。

【評価】

○

【検証】

◇近年の本町における自殺の状況から、自殺対策週間（9月）自殺対策月間（3月）に保健センターだよりを通じて自殺予防啓発を行いました。また、自殺との関連性の高い精神疾患等に対し突発的な来庁による相談や電話相談などにも対応しました。

⑦ 国民健康保険制度の安定運営

(第2節-健康・福祉_II-社会保障_1-国民健康保険)

- ◆レセプト(診療報酬明細書)の国保連合会による一次点検に加え、レセプト点検員による二次点検を引き続き実施します。
- ◆ジェネリック医薬品の積極的な使用について広報を行うとともに、多受診・重複受診者への訪問指導を行います。
- ◆特定健診未受診者及び生活習慣病のハイリスク者への受診勧奨を実施し、重症化予防を図ります。また、健診当日の保健指導を実施し、早期受療につなげるとともに、結果異常値放置にならないための体制づくりを図ります。
- ◆国民健康保険制度や財政状況に関する周知広報のため、国保だよりの発行を行うとともに、70歳到達者への説明会も行います。

【評価】

○

【検証】

◇レセプト点検員による二次点検を継続しました。
 ◇ジェネリック医薬品の積極的な使用を広報し、多受診・重複受診者に対し、自宅訪問1件、電話6件で指導を行ないました。
 ◇ハイリスクアプローチは、健康状態不明者17名、服薬指導9名実施し、ポピュレーションアプローチとして、フレイル状態の把握を266名に、健康教育・健康相談を290名に、気軽に相談できる環境づくりを290名に行いました。
 ◇国保だよりを発行し、70歳到達者への説明会も開催しました。

⑧ 後期高齢者医療制度の安定運営

(第2節-健康・福祉_II-社会保障_2-後期高齢者医療制度)

- ◆新規加入者を対象とした説明会を毎月実施し、町民への制度内容の周知及び理解促進を図ります。また広報誌を通じて制度の趣旨普及を図ります。

◆個々の健康状態を分析し個別で受診案内をする等、積極的な受診勧奨を実施します。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>◇後期高齢者医療新規加入者に対し制度内容や保険料等について説明会を開催しました。</p> <p>◇すこやか高齢者健診の受診勧奨を行い、472名（受診率23.06%）となりました。</p>
----------------------	--

⑨ 相談支援の提供体制の確保

（第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者（児）福祉）

- ◆乳幼児健診において、健康診査の充実を図り、障がいにつながる疾病の早期発見・早期療育を実施します。また、家庭での養育に対する支援を行います。障がい者やその家族などの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの支援などを行います。
- ◆出産後、専門的な支援が必要な産婦等に対し、産後ケア事業（アウトリーチ型、デイサービス型）を行います。あわせて、それぞれの状況に応じて電話相談や訪問を行います。関係機関と連携を図り、障がい者（児）の地域生活への移行や地域定着のための支援体制の充実に努めます。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>◇令和4年度から開始した出産・子育て応援事業で、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施しました。</p> <p>◇産後ケア事業（アウトリーチ型）は10名（実）の産婦に対し39回（延）、産後ケア事業（デイサービス型）は24回開催し、39組（母子）へ専門的なケアを実施しました。</p>
----------------------	---

⑩ 障がい児支援の提供体制の確保

（第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者（児）福祉）

- ◆成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して電話相談や面談・訪問を実施し、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう関係機関へ繋ぎます。障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めます。
- ◆成長段階の養育に困難さを感じている親子に対してフォローアップ教室のびのびランドにて、音楽療法・ことばの相談・発達相談を実施し、教室を通して支援の充実を図ります。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>◇電話相談や面談・訪問等を実施しました。</p> <p>◇のびのびランドは年間12回開催し、25名の方が延べ51名参加しました。</p>
----------------------	---

⑪ 子育て支援の充実

(第2節-健康・福祉_V 子ども・子育て支援_1 子ども・子育て支援)

- ◆子育て世代包括支援センター「まるる」にて、妊娠期～育児期までの切れ目のない支援を行います。

【評価】

○

- ◇子育て世代包括支援センター「まるる」にて、母子保健事業を展開しました。
- ◇保育園幼稚園巡回訪問は11園に対し延べ13回、320名（延）の園児の様子を見て、保育アドバイスを行いました。

⑫ 幼児期教育・保育の充実

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆乳幼児健診や町内保育園・幼稚園巡回訪問を実施し、乳幼児期の養育に対する支援を行います。
- ◆就学前に保育園訪問等を行います。また、必要に応じて親子との面談やフォロー教室を行い、幼児の小学校教育への円滑な接続を図ります。就学前の保育園等訪問や小学校との交流活動等を通して、幼児の小学校教育への円滑な接続を図ります。

【評価】

○

- ◇保育園幼稚園巡回訪問は11園に対し13回、320名（延）の園児の様子を見て、保育アドバイスを行いました。

⑬ 子ども家庭支援

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆子ども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。

【評価】

○

- ◇子ども家庭総合支援センター「パプリカ」、子育て世代包括支援センター「まるる」と教育委員会で連携し、各ケース毎に支援協議を行い対応しました。

⑭ 権利擁護

(第2節-健康・福祉_V-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆特定妊婦や支援の必要な家庭のため、月1回の特定妊婦のケース会議を実施し支援の検討・充実を図ります。子育て世代包括支援センター「まるる」と連携し、特定妊婦や支援の必要な家庭のケース会議を定期的に開催し、情報共有・相談・支援体制の充実を図ります。
- ◆子ども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。また、関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。

【評価】

- ◇ケース会議を開催し、要保護対象者の情報共有と支援を行いました

<input type="radio"/>	◇各関係機関の要請により、要保護児童対策地域協議会に参加し対応を協議しました。
-----------------------	---

⑯ 虐待防止

(第2節-健康・福祉_V-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。
- ◆虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を実施します。虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。

【評価】

- ◇関係機関と連携して虐待の疑いがある家庭の情報提供を行いました
- ◇虐待防止のため状況に応じた情報共有を進めました。

⑯ ボランティア団体との協働の推進

(第3節-教育・文化・ひとづくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)

- ◆自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。

【評価】

- ◇ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発を行いました。

⑰ 多様性社会の実現

(第3節-教育・文化・ひとづくり_VI-協働の推進_2-多様性の尊重)

- ◆こんにちはあかちゃん訪問事業や産後ケア事業を実施し、母性の保護や女性の心身にわたる健康づくりを推進します。

【評価】

- ◇あかちゃん訪問事業は、対象者 115 名に対し 112 名を訪問することができました。
- 産後ケア事業(アウトリーチ型)が 10 名(実)の産婦に対し 39 名(延)、産後ケア事業(デイサービス型)が 24 回開催し、39 組(母子)へ専門的なケアを実施しました。

福祉課

課長	比江島信也
課長補佐	甲斐 義人
課長補佐	岩村 薫
健康長寿推進室長	川野 尊世
包括支援センター長	清 礼

1. 福祉課の役割

福祉課は、社会福祉係、児童福祉係、子育て支援係、健康長寿推進室（高齢者福祉係、介護保険係、地域包括ケア推進係、地域包括支援センター）で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【社会福祉係】障がい者福祉、障害者自立支援、障害児通所支援、戦没者遺族、恩給、生活保護に関する業務を担っています。

【児童福祉子育て支援係】児童手当、乳幼児・こども・ひとり親の医療費助成、保育所、幼稚園、子育て相談等に関する業務を担っています。

【高齢者福祉係】高齢者福祉保健に関する業務を担っています。

【介護保険係】介護保険事業、地域密着型サービス、地域包括支援センターに関する業務を担っています。

【地域包括ケア推進係】地域支援事業に関する業務を担っています。

【地域包括支援センター】高齢者ができる限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

2. 個別事業とその目標

① 防災体制の充実

（第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_2-防災）

◆災害対策基本法に基づく、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握に努め、個別避難計画の構築を行います。

◆高齢者の増加に伴い、災害時における避難所の収容可能人数拡大のため、新たな指定避難所の確保を検討ます。

【評価】	【検証】
○	<p>◇要配慮者の情報収集を行い、危機管理係の個別避難計画策定業務を支援しました。</p> <p>◇避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方の避難先として、現在、3か所の施設と協定を締結しています。危機管理係と連携しながら福祉避難所の必要数や、施設の検討を行いました。</p>

② 地域ケアシステムの構築

(第2節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆地域ケア推進会議等で地域課題を速やかに把握し、自助・互助・共助・公助のバランスをとりながら解決を図る「地域包括ケアシステム」推進体制の構築を目指します。
- ◆地域包括ケアシステムを推進していくうえで、地域ケア個別会議や多職種連携会議で把握された地域課題と、地域住民による支え合い活動を通じて把握された地域課題について、課題解決方策について協議を行い、町の施策へつなげる仕組みを構築します。
- ◆多様な通いの場を起点とした地域支え合い活動から把握された地域課題を協議する場として、生活支援コーディネーターを中心に居場所づくり事業や地区座談会を通じた地域の話し合いの場(第2層協議)の形成を推進します。
- ◆住民に身近な圏域において、座談会等を開催することで他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行い、地域福祉を推進するために必要な環境の整備を図ります。

【評価】

○

【検証】

- ◇地域課題の把握や支援方法、類似事例への活用を把握するため、地域ケア個別会議を11回実施し、25件の事例を検討しました。
- ◇地域ケア推進会議は、令和元年度以来の集合開催することができ、新富町の高齢者の現状や地域課題に対する取り組みについて報告や協議することができました。
- ◇住民主体の活動の場や住民が利用する商店・企業等を訪問、または座談会を開催するなどして情報収集し、新たな地域資源の発掘を行いました。
- ◇生活支援コーディネーターが住民主体の居場所等に出向き、情報交換や情報収集を行いました。

③ 介護予防・健康づくり

(第2節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆フレイル高齢者や事業対象者、要支援高齢者を対象に、リハビリテーション専門職等の関わりによる短期集中的なプログラムを心身の状態に合わせ実施することで、元気を取り戻し、社会参加につなげていく「循環型介護予防・生活支援工コシステム」の構築を推進します。
- ◆介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の掃除、洗濯等日常生活上の支援や、居宅での機能訓練を行うサービスの提供を行います。
- ◆介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の機能訓練や集いの場等の役割を兼ねるサービスの提供を行います。
- ◆生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターや町民、高齢者福祉における関係機関等と連携しながら移動支援や買い物支援等の課題を検討します。
- ◆高齢者を対象に、生活に関する総合的な相談受付(主体:地域包括支援センター)や支援等のサービスを提供し、住民主体の通いの場の充実や介護予防の推進を図ります。
- ◆居場所づくりの支援について、引き続き周知活動や立ち上げに向けた生活支援コーディネ

ーターと連携した地域づくりに取り組みます。

◆国保データベース(KDB)システムから抽出した訪問健康支援対象者に対して、保健医療専門職による訪問健康支援を行い、必要に応じて医療機関への接続を行うことで、生活習慣病重症化予防を図ります。

◆訪問健康支援対象者及び健診受診者のうち、フレイルの疑いがある高齢者に対して、必要に応じて地域包括支援センターや地域の通いの場、介護予防・生活支援サービスへの接続を図ります。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	<p>◇週1回6か月間のプログラムである通所型サービスC（委託先：(株)WONDER未来図）を実施し、機能改善した方は自立またはインフォーマルサービスへとつなぐことで社会参加を促しました。</p> <p>◇日常生活上の支援として、訪問型サービスA（基準を緩和して提供される生活援助サービス）を、居宅での機能訓練として、訪問型サービスC（3か月間計13回の機能訓練を実施／委託先：(株)kuttsuku）を実施しました。</p> <p>◇上述のとおり</p> <p>◇令和3年度より生活支援コーディネーターが社会福祉法人連携で実施している「買い物支援」について、進捗状況や今後の事業展開について協議を行いました。</p> <p>◇地域包括支援センターが総合的に総合相談を受け付け、適正な機関に繋いだり、適正なサービスが受けられるよう支援しました。また、住民主体の通いの場である「キラリ輝き体操教室」（新設0か所、廃止1か所、計22か所）は、昨年に引き続き、保健事業と介護予防の一体化事業の取組と連携して、理学療法士と一緒に各教室を訪問し、体力測定や健康指導・相談受付を実施しました。コロナ禍が明けて4年ぶりに開催した全体交流会では、高齢者も簡単にできるボッチャ体験会を行いました。</p> <p>◇生活支援コーディネーターが、住民主体の活動の場や住民が利用する商店・企業等を訪問、または座談会を開催しました。</p> <p>◇国保データベースシステムから健康状態不明者を19名抽出しました。うち17名に対して年2回訪問を行い、2名は状況確認することができませんでした。医療機関受診を案内する対象者はいませんでした。</p> <p>◇上記の対象者の中で健康診断の受診や介護予防教室の案内を行いましたが、人との交流を望まず事業参加には繋がりませんでした。</p>

④ 高齢者の生きがいづくり・社会参加

(第2節-健康・福祉_III-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆既存の老人クラブの形にとらわれない、新たな活躍の場、創出の場となる老人クラブの形について検討を行うとともに、友愛活動を通して、新規加入につながる取り組みを行います
- ◆シルバー人材センターにおいて、その参画に柔軟に対応し、会員拡大の推進を行うとともに、新たな取組の検討をすることを促し、就労にとどまらない高齢者の活躍の場の創出を支援します。
- ◆生活支援コーディネーターが中心となり、買い物支援、通いの場創出、移動支援等の地域課題を解決するための各種関係機関とのネットワーク基盤構築を図ります。
- ◆居場所づくり事業やサロンでの座談会等の活動を通して、団体情報の提供や資源マップといった情報誌の作成に取り組み、社会資源の見える化を図ります。

【評価】

○

【検証】

- ◇新型コロナウィルス感染拡大で中止されていたスポーツ大会やホールイベントが再開され会員同士の友愛活動を促進することができました。
- ◇会員募集の方法について助言を行い会員の増へつながりました。
- ◇高齢者の活躍の場を創出する為、新たな取組を検討する話し合いを行いました。
- ◇生活支援コーディネーターが、住民主体の活動の場や住民が利用する商店・企業等を訪問、または座談会を開催するなどして情報収集しました。
- ◇生活支援コーディネーターが令和3年度に作成した「地域新情報誌」を活用し、社会資源を分かりやすく伝える事が出来ました。

⑤ 高齢者にやさしいまちづくり

(第2節-健康・福祉_III-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人等が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。今年度は、定例の講座開催ではなく、希望者や団体に対して開催していきます。
- ◆集団健診の機会や通いの場等へのアウトリーチを通じて、認知症の早期発見・早期対応につながる体制の構築について検討を行います。
- ◆若年性認知症の方が就労や社会参加できるよう、協力事業所等を募り、居場所づくりの推進を図ります。
- ◆認知症カフェにおける認知症サポーターの関わり方を見出す等、活躍の場の創出と併せて検討を進めていきます。
- ◆地域ケア会議等における多職種連携による協議の場にて行在宅医療・介護連携推進事業の取組について検討します。

- ◆在宅医療と介護が一体的に提供されるような体制構築を目指した取組を行います。今年度は、昨年度新たに開設した訪問診療医との連絡調整を密にし、関係構築を目指します。
- ◆配食サービスにおいて、元気な高齢者が調理・配達で活躍できる場の創出を検討します。
- ◆生活支援体制整備事業における「町内事業者+高齢者の活躍」の実現を目指し、対象となる町内事業者の情報収集を行います。
- ◆遠隔見守りとしての高齢者サービスを向上のため、Sobamii(ソバミー)の利便性を周知し、緊急通報体制の拡充を図ります。

【評価】	【検証】
○	<p>◇認知症サポーター養成講座を13回（うち3回は学校、4回は企業）で実施しました。また、初の試みとして9月のアルツハイマー月間に総合交流センター回廊に認知症についての展示や各世代に応じた図書の紹介を行いました。</p> <p>◇介護保険説明会(月2回)やキラリ輝き体操教室にて認知症サポーター養成講座や相談窓口である地域包括支援センターを紹介したり、75歳到達説明会案内文に同センターのチラシを同封したりするなど認知症支援の普及啓発をおこないました。</p> <p>◇事業所に相談し、「デイサービスに通う」のではなく「お手伝いとして通う」というコンセプトで受け入れてもらいました。</p> <p>◇認知症サポーターの活躍の場を創出するに至りませんでした。</p> <p>◇認知症カフェは現在富田地区で1か所実施していますが、新田及び上新田地区での実施について、実施場所や担い手の発掘方法について検討しました。</p> <p>◇地域ケア個別会議において、医療職にもアドバイザーやサービス実施事業者として参加してもらうことで、その意見を在宅医療・介護連携推進事業で行うべき取組の検討材料としました。</p> <p>◇医療から介護への接続をスムーズにするため、児湯医療介護連携室に提案し、医療機関と地域包括支援センター等との共通様式を定めました。</p> <p>◇新型コロナウイルス感染拡大もあり、配食サービスについて、元気な高齢者が調理・配達で活躍できる場の創出を検討することができませんでした。</p> <p>◇新型コロナウイルス感染流行により介護施設との直接の接触を極力避けたため、情報収集はできませんでした。</p> <p>◇区長配布文書により、緊急通報サービスを含む高齢者向けサービスの周知広報を行いました。</p>

⑥ 地域包括支援センターの運営

(第2節-健康・福祉_III-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆窓口受付だけでなく積極的に地域に出向き、民生委員等と連携しながら高齢者の困りごとや心配ごとの相談を受け付け、その人に適したサービスへつなげます。
- ◆地域ケア個別会議での事例検討や自立支援ケアマネジメントに関する研修会を開催することで、地域包括支援センター職員のほか、町内ケアマネジャーの資質向上につながる取り組みを行います。
- ◆社会福祉士を擁する地域包括支援センターが中心となって、高齢者福祉係や社会福祉係などの関係各所と連携しながら、権利擁護支援体制の整備を行います。
- ◆身体機能の状態に合わせた介護予防事業を複数実施することで機能の改善・向上に努めます。
- ◆主任介護支援専門員が主体となって、町内の居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員を対象に、情報提供や研修会の支援等を行い、連携の充実を図ります。
- ◆高齢者等の多様なニーズに対し、保健・医療・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域ケア会議を中心として、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や広域的な課題について検討・解決を行います

【評価】	【検証】
○	<p>◇75歳以上の独居高齢者世帯または高齢者のみ世帯を直接訪問する実態把握調査を行い、237件実施し、介護予備軍の早期発見に努め、民生員等と連携しながら社会資源やサービス等につなげる支援を行いました。</p> <p>◇地域包括支援センター職員及び町内の介護支援専門員の資質向上のため、地域ケア個別会議を11回実施し、25件の事例を検討しました。</p> <p>◇社会福祉士2名を配置し成年後見と高齢者虐待の用務を分担しつつ、関係機関と連携しながら権利擁護支援体制の整備を行いました。</p> <p>◇「ポジトレ(強化型やフレイルの4教室)」、地区活動の「キラリ輝き体操」、「こむずカフェ」など身体機能の状態に合わせて介護予防事業を選択することができるようになりました。また、ポジトレやキラリ輝き体操では半年に1度、同様の内容の身体機能測定を行い、身体機能評価をしました。</p> <p>◇地域包括支援センターと町内居宅介護支援専門員の意見交換会の場を設け、情報提供等を行いました。</p> <p>◇地域ケア推進会議は、令和元年度以来の集合開催することができ、新富町の高齢者の現状や地域課題に対する取り組みについて報告や協議することができました。</p>

⑦ 介護保険制度の充実

(第2節-健康・福祉_III-高齢者福祉_2-介護保険)

- ◆業務分析データを活用した調査員研修の開催等により調査員の資質の向上、調査時間の標準化を図ります。
- ◆一次判定から二次判定の軽度変更の合議体間の差について、介護認定審査会を合同で実施する高鍋町・木城町と連携して分析を行い、要介護認定調査の標準化に向けた取組を実施します。
- ◆利用者の状況を把握した上で、適切なアセスメントを実施してケアプランが作成されているかを点検します。
- ◆利用者の身体状況等を踏まえた適切な給付となるよう、7万円以上の住宅改修については理学療法士や作業療法士等の専門職を派遣するなど、給付の適正化に努めます。
- ◆宮崎県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報を基に縦覧点検を実施し、事業所に対し過誤返戻を依頼する等、介護給付の適正化に取り組みます。
- ◆介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、介護保険給付額、利用者負担額を2か月に1回(年6回)通知することにより、サービス利用に関する意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑制につなげます。
- ◆介護人材確保のため、関係機関と連携し、介護の仕事の魅力向上、労働負担軽減等の取組を行います。
- ◆地域密着型サービス事業者等に対し、定期的に運営指導を行うとともに、事業所からの相談・問い合わせ等に対し、迅速かつきめ細やかな回答・指導を実施することで、サービスの質の改善・向上を図ります。

【評価】

○

【検証】

- ◇新規調査員を対象とした研修を実施し、調査方法の基本や留意点についての理解を深める機会を設けました。これにより、早期の業務定着や質の高い調査の実施につながりました。
- ◇高鍋町・木城町と連携し、介護認定審査会の判定のばらつきを確認して分析を行い、調査の質的向上に向けた課題を共有することができました。
- ◇宮崎県のマニュアルに沿ってケアプラン点検を行い、介護支援専門員の行ったアセスメントや目標の根拠等を丁寧に確認し、プランの振り返りや見直しにつながりました。
- ◇介護支援専門員より住宅改修の相談を受けた際、7万円以上は必ず派遣を行い、満たない場合においても必要時には派遣を行い、適正化に取り組みました。
- ◇宮崎県国民健康保険団体連合会から提供される医療給付と介護給付の突合情報を活用し、正当な請求かどうかを確認しました。
- ◇介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所名や介護保険給付額、利用者負担額などを記載した通知を、2か月に1回(年6回)送付して、サービス利用の意識啓発を図ることができます。

- した。
- ◇県からの介護人材に関する内容等は、福祉関係の事業所に情報提供を行い、労働負担軽減に向けた取り組みにつなげました。
- ◇令和5年度は、3事業所の運営指導を実施しました。適正な介護保険サービスが運営されているかを調査し、事業所運営の見直しや改善につなげることができました。

⑧ 障がい者福祉サービス提供体制の確保

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者(児)福祉)

- ◆日常生活又は療養をする上で、障がいに対する支援が必要な方に対して居宅介護などの訪問系サービスの充実及び家族の負担軽減を図ります。
- ◆住み慣れた地域で自立して生活を送るため、自立訓練等日中活動系サービスの充実を図ります。
- ◆体験の機会や場の提供、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等の確保及びその機能拡充を図ります。
- ◆障がい者施設入所者が、グループホームや一般住宅等での地域生活に移行できるよう地域生活支援事業を活用した支援を行います。
- ◆適切な障がい福祉サービスが受けられるよう、公平な障害支援区分の認定や支給決定に努めます。
- ◆障がい者福祉サービスについての理解を深めてもらうため、広報の充実を図ります。

【評価】

○

【検証】

- ◇本目標に対し、居宅介護サービスの利用者数22名となり、前年度同様となりました。
- ◇日中活動系サービスでは、就労継続支援A及びB等で利用者の増加が図られました。
- ◇地域生活支援拠点を1事業所認定し、体験の機会や場の提供、地域の体制づくりの確保を図りました。
- ◇共同生活援助では前年度比で5%の利用者増加となり、地域移行が推進できました。
- ◇研修名地により担当職員の専門性を高め、根拠に基づいた透明性の高い認定・支給が図られました。
- ◇障がい者のしおりを作成し、サービスの利用促進を図りました。

⑨ 相談支援の提供体制の確保

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者(児)福祉)

- ◆障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの支援などを行います。
- ◆関係機関と連携を図り、障がい者(児)の地域生活への移行や地域定着のための支援体制の充実に努めます。
- ◆基幹相談支援センターと連携し、各種ニーズに対応するため、総合的・専門的な相談支援を

実施するための体制の構築を行います。

- ◆新富町障がい者自立支援協議会において、地域における障がい者等への支援体制に係る課題を共有し、関係機関との連携及び支援体制に関する協議を行います。
- ◆「発達障がい」や「障がい者(児)」に対する理解が一層深まるよう、町民への意識啓発を図ります。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇相談支援のアクセスポイントを複数（5事業所）設けることで、より多くの方々の困りごとに寄り添うことができました。 ◇地域生活への移行・定着支援において、医療機関、教育機関などの関係機関との連携強化を図りました。 ◇相談支援機能協会事業に取り組むことで困難事例に対応することができ相談体制の拡充が図されました。 ◇新富町障がい者自立支援協議会を2回開催し、関係機関との連携を図りました。 ◇町広報誌やホームページにて広報を実施しました。

⑩ 障がい児支援の提供体制の確保

（第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者（児）福祉）

- ◆成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して電話相談や面談・訪問を実施し、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう関係機関へ繋ぎます。障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めます。
- ◆小児発達児を専門とした医療機関受診待ちの期間中にも出来る支援を行います。
- ◆障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所施設等の充実を図ります。
- ◆児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築に向けた調査研究を行ないます。
- ◆障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を行います。
- ◆児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保に努めます。
- ◆医療的ケア児及び家族の日常生活における支援を行うため、相談支援体制の整備、支援を行う人材の確保を行います。
- ◆障がい児の受け入れを行う保育所に対して障がい児1人あたり保育士1人を加配する「障がい児保育事業補助金」や、放課後児童クラブ等に対して「障がい児受入推進事業」での支援を行い、障がい児の受け入れ強化を継続します。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇相談や就学相談の専門機関と緊密な協力体制を築きました。この連携により、保護者の皆様が抱える教育面や将来への懸念に対し、適切な情報提供と助言を行い、お子様一人ひとりに合った児童発達支援などの専門サービスへとスムーズに橋渡しができました。加えて、子ども家庭総合支援センター「パプリカ」との協力を深めるこ

とで、保護者の皆様が気軽に相談できる体制を整え、個別の困りごとに対し、これまで以上に手厚いサポートを提供することができました。

また、児童発達支援の利用者数は前年度から10%も増え、放課後等デイサービスの利用者も14%増加するなど、利用の推進を図ることができました。

さらに、お子様たちが成長のあらゆる段階で途切れることなく支援を受けられるよう、様々な関係機関との連携強化にも力を注ぎました。

具体的には、こども部会や就労支援部会を定期的に開催し、支援に関わる多様な機関の間で情報を共有し、協力体制を築くための話し合いを重ねました。今年度は自立支援協議会も開催されたことから子ども部会などで検討された認識を共有することができました。

⑪ 低所得者福祉

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_2-低所得者福祉)

- ◆生活に困窮した方が相談しやすい体制をつくり、相談の受付を行います。
- ◆高齢者世帯の生活保護相談件数が増加してきているため、医療・介護等を含め一元的に対応できる相談体制の構築を図ります。
- ◆民生委員・児童委員、福祉事務所等と連携することにより生活保護世帯の実態把握を行い、必要に応じた対応を行います。
- ◆生活困窮者の自立支援のため、年金や各種手当等の社会保障制度の適正な活用を図ります。
- ◆経済的困難を抱える家庭に対する、関係機関と連携したネットワークを構築、相談等の支援を行うとともに、経済的困難を抱える子育て世帯(児童扶養手当対象者・要保護、準要保護児童等)の状況把握を行います。
- ◆放課後児童クラブを利用する要保護児童・準要保護児童及び児童扶養手当対象世帯の児童について、放課後児童クラブ利用料の負担軽減として、児童1人につき月額2,000円の助成を行ないます。
- ◆生活保護に準じる程度の保護者に対して学用品費等を援助します。

【評価】

○

【検証】

- ◇生活困窮は、情勢、地域の実情など様々な要因があるため関係機関及び関係団体などと情報共有など行い、速やかに対応することができました。
- ◇高齢者福祉係と地域包括支援センター、社会福祉係が連携し、生活保護に限らず養護老人ホームへの措置や社会福祉協議会による安心サポート事業等の大要なサービス検討を行いました。
- ◇生活困窮に係る給付金、放課後児童クラブ利用に関する助成については、対象者に速やかな支給を行いました。

◇生活保護に準じる程度の保護者に対し学用品等の支援は教育委員会が補足し、適切に給付しました。

⑫ 子育て支援の充実

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの成長を支援するため、0歳から高校3年生までを対象とした医療費助成を継続して行います。
- ◆現在実施している3カ所(八幡子育て支援センター、子育て応援スポットあんのん、のぞみ保育園子育て支援センターはぐくみ)を中心に、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保するとともに、より身近で利用しやすい環境で子育て支援サービス等のネットワークづくりに取り組み、子育てに関する相談や子育て関連の情報提供を行います。
- ◆在学する子どもを4人以上監護する保護者の、4人目以降の児童に係る保育料・副食費等の助成を行います。
- ◆ファミリー・サポート・センターの利用について周知を行います。さらに、養成講座の開催を行い援助会員の増員を目指すとともに、すでに援助会員として活動している方にも養成講座の参加を呼びかけの実施、また利用会員と援助会員の交流会を実施し、相互援助活動の資質の維持向上を目指します。

【評価】

○

【検証】

- ◇令和5年1月より18歳未満の子どもたちに医療費の無償化を行っており、令和5年度は38,151件の医療費助成を行いました。
- ◇地域子育て支援拠点事業を行っている3事業所に対し、情報提供や支援体制強化などの支援を行い、利用者のニーズに応じたサービスを行いました。
- ◇4人以上の子どもを養育している保護者に対し、4人目以降の保育料、副食費及び入園料の全額助成を行いました。
- ◇ファミリー・サポート・センターにおいて、3回の養成講座を開催し、相互援助活動について理解をいただくことができました。

⑬ 幼児期教育・保育の充実

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆令和5~6年度にかけて「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」の評価を行うとともに、第3期計画の策定準備(実態及びアンケート調査等)を実施します。その評価や利用者の実態やニーズに基づいた、教育・保育施設の定員の確保を行います。
- ◆新富町の幼稚園・保育園等の利用状況や子育て世帯の動態やニーズを踏まえ、園長会等を通じて、認定こども園への移行の必要性が高い園へ啓発します。
- ◆「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」の令和4年度の評価をもとに、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業について、利用者の実態やニーズに基づいた事業を実施します。
- ◆保護者がそれぞれのニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保育園入所の相談等にて、各種制度等の情報提供を行ないます。

- ◆教育・保育の質の向上と保育士のスキルアップを図るため、園長会での啓発、また主任会や放課後児童支援員担当者会にて勉強会等を開催します。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>◇令和5年度及び6年度の計画値について、令和2・3年度の実績値及び令和4年度の見込み値等をもとに評価を行い、計画値と実績値等が10%以上の乖離のある数値について見直しを設定いたしました。</p> <p>◇幼稚園・保育園等の利用状況や子育て世帯のニーズを踏まえ、園長会で認定こども園への移行啓発を行いました。</p> <p>◇令和5年度及び6年度の計画値について、令和2・3年度の実績値及び令和4年度の見込み値等をもとに評価を行い。一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業について見直しを行いました。</p> <p>◇保育園入所の相談等の際に、保護者のニーズに合わせて子育て支援に関する情報提供を行いました。</p> <p>◇教育・保育の質の向上を図るため、園長会での啓発や保育士を対象とした研修を行いました。</p>
----------------------	--

⑯ 子どもの居場所環境の整備

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆放課後児童クラブの利用希望者の状況を見据えながら、適正な定員の確保に努めます。また、放課後児童クラブ利用者へ適切な支援を行えるよう、放課後児童支援員認定資格研修のテキスト料の助成を行ない、支援員資格取得の支援を行います。
- ◆関係機関との情報共有を図りながら、家庭及び地域、学校、行政、企業、民生委員・児童委員、母子保健推進委員などが一体となって、子どもたちにとって家庭や学校以外でも安心して過ごせる居場所づくりの整備を進めます。
- ◆子どもの見守り体制強化の充実を図るため、関係機関との定期的なケース会議の実施や放課後児童クラブ等との連携を進めます。
- ◆子どもたちの安全確保を図るため、児童遊園の遊具点検を年に1回実施し、補修・修繕等を定期的に行ないます。
- ◆社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、子どもの居場所づくり、見守り強化及び家庭支援等を行います。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>◇町内9カ所で実施されている放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用した児童は、238名でした。支援員資格取得の申請については今年度はありませんでした。</p> <p>◇各関係機関との情報共有を図りながら実態把握を行いました。</p> <p>◇関係機関との定期的なケース会議を実施しました。</p>
----------------------	--

- ◇児童遊園の遊具点検を実施しました。
◇各関係機関と連携し見守り強化及び家庭支援等を行いました。

⑯ ひとり親家庭福祉

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆ひとり親家庭を対象とした「児童扶養手当」や「ひとり親家庭医療費助成」等の支援制度の周知と利用促進を図り、生活の安定と向上に努めます。
- ◆ひとり親家庭の保護者の経済的自立を支援するため、各種貸付金制度の啓発等を行ない、利用促進を図ります。
- ◆関係機関・協議会が主催する会議や研修会に参加し、情報の共有及び連携を図ります。
- ◆関係機関と情報共有を行い、こども家庭総合支援センター「パプリカ」が中心となって、ひとり親家庭を対象とした相談や養育指導を行います。
- ◆ひとり親家庭の組織活動である「ひまわり会」を通じて、ひとり親同士の相互交流や親睦を図るための支援を行ないます。

【評価】

○

【検証】

- ◇ひとり親家庭の経済的自立のために関係機関及び関係団体などと情報共有など行い、情報提供や啓発活動を行うとともに、各種手当、給付金支給については、対象者に速やかな支給を行いました。
- ◇来庁されたひとり親家庭に対して各種貸付制度の啓発を行いました。
- ◇関係機関が開催する会議等に参加し情報共有・連携を行いました。
- ◇こども家庭総合センター「パプリカ」でひとり親家庭への相談支援を行いました。
- ◇ひまわり会の活動への支援を行いました。

⑯ 子ども家庭支援

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆こども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。
- ◆子ども家庭の、子育てに関する相談や支援について経済面・精神面など、より専門的な相談に対応できるよう、会議・研修等に参加するとともに、事例検討を実施し、支援の強化に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

- ◇子どもの居場所を健全に確保するために関係機関及び関係団体などと情報共有など行い、速やかに対応することができました。
- ◇関係機関が開催する会議・研修等に積極的に参加しました。

⑯ 権利擁護

(第2節-健康・福祉_VI-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆新富町成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、高齢者や障がい者等の人権や権利保護のため、判断能力が十分でない方々の権利等を保護するために成年後見制度の周知・利用促進を図り、地域連携ネットワークの中核機関となる「こゆ成年後見支援センター」等の関係機関との連携に努めます。
- ◆特定妊婦や支援の必要な家庭のため、月1回の特定妊婦のケース会議を実施し支援の検討・充実を図ります。子育て世代包括支援センター「まるる」と連携し、特定妊婦や支援の必要な家庭のケース会議を定期的に開催し、情報共有・相談・支援体制の充実を図ります。
- ◆こゆ成年後見センターと連携し、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実地団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
- ◆DV相談の適切な活用を促すため、DVの影響についての啓発・相談・関係機関との円滑な連携を行います。
- ◆こども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。また、関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。
- ◆乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制のきめ細かな対応を充実します。

【評価】

○

【検証】

- ◇こゆ成年後見支援センター作成のパンフレットなどを活用しながら対象者への周知を行い、必要時にはセンターと情報共有し支援を行いました。
- ◇国や県が開催する当該研修に参加し制度理解を深めました。その他日頃からこゆ成年後見センターと連携を密にし、支援体制を構築しました。
- ◇DV相談に必要な研修を受講し、適切な相談体制の構築を図りました。
- ◇要保護児童対策地域協議会を開催し情報共有を行いました。
- ◇ヤングケアラーについて関係機関と連携し見守り等を定期的に行いました。

⑰ 虐待防止

(第2節-健康・福祉_VI-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆虐待防止のため、乳幼児健診等の母子保健活動や地域の保育園や学校、医療機関等と連携し、支援が必要な家庭を早期に発見するとともに、養育支援や指導等、適切な支援につなげていきます。
- ◆乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制のきめ細かな対応を充実します。
- ◆虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を実施します。虐待を未然に

防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。

- ◆保育園・幼稚園との情報共有や乳幼児健診等での状況確認を行い、問題を抱える家庭には早期にリスクアセスメントを実施します。
- ◆関係機関との連携や情報共有のもと、虐待事案の早期発見、初動や支援体制の整備を行うとともに、高齢者虐待防止に関する広報活動や相談窓口の紹介を行っていきます。
- ◆子どもを取り巻くあらゆる機関が情報共有等を行ないながら連携し、児童虐待防止のための見守りを強化します。
- ◆広報紙等にて児童虐待に関する相談窓口である、こども家庭総合支援センター「パプリカ」の周知を図ります。
- ◆児童虐待防止に関する啓発のため、児童虐待防止月間である11月にオレンジリボンの着用及び配付活動、広報誌等へ記事の掲載等にて啓発活動を行います。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ◇虐待防止に関しては、関係機関及び関係団体などと情報共有などを行い、速やかに対応することができました。 ◇ケース会議を定期的に開催し情報共有を行いました。 ◇保育園・幼稚園を訪問し情報共有を行いました。また、乳幼児健診等で状況を確認しました。 ◇関係機関と協働し相談や通報によってケース会議やコアメンバー会議を行いました。虐待認定されなくても経過観察を行うことによって早期対応を行うことができました。 ◇関係機関との連携体制のもと、高齢者虐待の早期発見と迅速な対応に向けた情報共有を継続的に行いました。関係職員への対応研修や事例検討を通じて、初動体制の強化と支援方法の確認を図りました。 ◇各関係機関と情報共有を実施しました。 ◇広報誌等でこども家庭総合センター「パプリカ」の周知を行いました。

⑯ ボランティア団体との協働の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)

- ◆社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや有償ボランティア団体等と連携し、高齢者等ができる限り自立した生活を送れるよう支援を行います。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護サービスを要するまではない軽度の虚弱がある高齢者に対し、町内外の有償ボランティア団体やお手伝いサービス団体等を紹介した。また、生活支援コーディネーターによって、新たな有償ボランティアの仕組みを検討しました。

産業振興課

課長	壱岐 進
課長補佐	猪野 博行
課長補佐	高山 研二
課長補佐	長友 俊博

1. 産業振興課の役割

産業振興課は、農林水産係、畜産係、商工振興係で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【農林水産係】農林水産業の振興、農作物の生産対策及び販売促進に関する業務、担い手確保及び育成に関する業務、森林計画に基づく指導及び普及奨励に関する業務、有害鳥獣駆除に関する業務を担っています。

【畜産係】畜産の振興及び指導奨励に関する業務、畜産の衛生、防疫、予防接種に関する業務を担っています。

【商工振興係】中小企業の振興、創業支援及び地場産業の育成など商工業の活性化や職業安定に関する業務、並びに観光資源の掘り起こしや宣伝、観光イベントに関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 自然環境の保全

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

◆水源の涵養や土砂災害防止機能を持つ森林の適切な保全を推進します。

【評価】



【検証】

◇森林管理システム事前調査業務委託や意向調査業務委託を発注し、森林の詳細な管理に向け作業しました。

② 多文化共生社会づくりの推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)

◆事業所や国際交流協会等と連携しながら日本文化への理解の推進と地域生活への円滑な定着を支援します。

【評価】



【検証】

◇総合政策課、国際交流協会と連携し、事業所の協力のもと、日本語教室を7回開催し、延べ138名の参加がありました。

③ 農林水産経営の充実

(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)

- ◆農家の経営安定を促すため、小麦などの戦略作物の栽培を行う農家に対し、財政的支援を行います。(経営所得安定対策等推進事業費補助金、新富町農業再生協議会補助金、水田等有効活用促進事業補助金)
- ◆収入保険の加入を促すことにより、農家の経営安定を図るため、農業経営収入保険加入支援事業補助金として、1農家あたり5万円を上限に(保険料の1/2)財政支援を行います。
- ◆他産業法人による農業参入を呼び込み、新しい農作物の研究を図ります。
- ◆地域農業の振興に資することを目的として三納代北地区における農業生産振興施設実験ハウスを活用しながら事業に取り組んできます。
- ◆企業等と連携して、ドローンや自動収穫機などのスマート農業を促進することにより、農作業の省力化を図ります。
- ◆有機栽培に取り組む活動組織に対し、財政支援を行います。(環境保全型農業直接支払交付金事業補助金)
- ◆森林環境譲与税に合わせ、森林所有者の意向調査を行うとともに、適正な森林管理を行います。(森林管理システム事前調査業務委託・意向調査・森林GIS導入)
- ◆水産業経営のため、漁船損害保険の一部助成を行います。(漁船災害防除費補助金)
- ◆水産資源の保全のため、内水面漁業組合に対し稚魚放流等にかかる財政支援を行います。(内水面稚魚放流等補助金)
- ◆宮崎県に対し、港湾整備にかかる負担金を支出します。(水産基盤整備事業負担金・富田浜入江係船場施設改修工事・富田浜入江係船場周辺清掃管理委託)
- ◆水産資源保全のため、河川の濁水防止対策を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇経営所得安定対策等推進事業費補助金は3,898,000円を、新富町農業再生協議会補助金は500,000円を、水田等有効活用促進事業補助金を5,900,000円を交付しました。 ◇農業経営収入保険加入支援事業補助機は12名に対し480千円を交付しました。 ◇一般社団法人ニューアグリベースによって他産業法人への農業参入を誘致が行われました。 ◇三納代北地区において農業生産振興施設実験ハウスを新設しました ◇ドローンや自動収穫機などの情報を収集しました。 ◇環境保全型農業直接支払交付金は1団体に662千円交付しました。 ◇森林管理システム事前調査及び意向調査、及び森林GIS導入を行いました。 ◇漁船災害防除補助金を121,700円交付しました。 ◇内水面稚魚放流等補助金を300,000円交付しました。 ◇港湾整備に水産基盤整備事業負担金を2,000,000円交付しました。 ◇都市建設課とともに河川愛護の取組みを推進しました。

④ 新規就農者及び農業後継者の支援

(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)

- ◆一般財団法人ニューアグリベースとの連携し、就業希望者が集まる機会を活用して、本町での就農希望者に対し、新富アグリカレッジ・農業実践塾・トレーニングハウスなどで、就農に必要な基礎知識、栽培技術の習得及び安定的な農業経営ができるよう運営に対する財政支援を行います。(新富町農業公社運営補助金)
- ◆就農希望者の本町の受入態勢をPRし、新規就農者の確保を図るため、宮崎県と連携し、積極的に就農相談会や6次化企業相談会等へ参加します。(マイナビ就農フェスタ及び農業ウィーク6次化参加旅費)
- ◆農業後継者に対し就農支援交付金等の活用を推進し、農業経営が維持できるよう財政支援を行います。(農業次世代人材投資事業補助金・新富町就農支援交付金・新富町農業支援交付金・新規就農者育成総合対策事業補助金助金)
- ◆担い手不足を解消するため、将来の地域農業の担い手の積極的な後押しにより、法人化を促し、持続可能な農業経営を支援します。

【評価】

○

【検証】

- ◇関係機関と連携するとともに、新規就農者育成総合対策として6名に対し6,750千円の補助金を交付しました。
- ◇「就農フェスタ及び農業ウィーク6次化」イベントに参加しました
- ◇農業次世代人材投資事業補助金は7名に対し8,677千円を交付し、新富町就農支援交付金は1名に対し500千円を交付し、産地生産基盤パワーアップ事業は1団体に13,900千円を、新富町施設園芸生産基盤支援事業補助金は14件に対し4,073千円を交付しました。
- ◇各種補助金を紹介することにより農業法人化を促しました。

⑤ 農産物加工・流通対策の充実

(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)

- ◆学校給食及び加工品開発に伴う取組に対し、新富町産米粉の提供を行います。(水田農業特別対策事業補助金)
- ◆農の拠点を作る取組として、三納代地区に販売施設等を建設するための実施計画を行います。
- ◆地域の農作物を活用した加工施設建設のため、三納代北地区の整備を行います。
- ◆町外からの外資獲得を目指し、地域経済の拠点となる直売所施設にてECサイトやふるさと納税を活用した取組に向け、直売所の実施計画を行います。
- ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構(以下、「こゆ財団」と)と連携し地域経済の創出を進めるため、人材育成や販売施設等を拠点とした特産品の販売を行います。(こゆ地域づくり推進機構観光推進事業補助金)
- ◆米粉・小麦・野菜を学校給食や商店に活用し、地産地消の取組を通じて、農業者と町内外の消費者を結びつける取組を推進します。

【評価】

○

【検証】

- ◇学校給食等に新富町産米粉を提供しました。

- ◇農畜産物直売所の建設工事に着手しました。
- ◇一般社団法人ニューアグリベースの特産品の開発を支援しました。
- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が行なうふるさと納税返礼品開発を支援しました。
- ◇地産地消の取組みを進め、農業者と町内外の消費者を結びつけるよう取り組みの検討を進めました。

⑥ 農業生産基盤の整備

(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)

- ◆将来の農業経営の安定を図るため、大和地区と新田西地区のほ場整備区域で高収益作物の積極的な作付けの実証を行います。
- ◆防潮林の保全に努め、農地の潮害防止対策として、松くい虫防除樹幹注入及び松くい虫防除を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇新田西地区高収益作物実証事業補助金及び加工・業務用野菜日本一産地確立事業補助金を交付し、高収益作物の実証作付けや調査を行いました。 ◇13.6ha を対象に松くい虫薬剤防除事業を実施し、樹幹注入を実施しました。

⑦ 畜産の振興

(第4節-産業・経済_I 農業水産業_1-農業水産業)

- ◆畜舎や堆肥舎の整備や生産者の家畜導入に対し、財政支援を行います。(新富町酪農・肉用牛生産基盤強化促進事業補助金)
- ◆高齢化による離農者の増加が見込まれることから、飼養頭羽数の減少対策として若手農家の規模拡大を支援します。
- ◆ロボットなどのICT、IoTを活用したスマート畜産を推進し、農家の働き方改革の支援に努めます。
- ◆宮崎県などの関係機関と連携し、自衛防疫推進協議会を中心とした、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの伝染病を発生させないための防疫の強化を進めます。
- ◆町営牧場を放牧場として整備する為の計画策定を行います。
- ◆児湯農林振興局、普及センター、JAを中心とした関係機関と連携して、就農希望者の研修体制の強化を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇種牛改良対策事業補助金(80万以上の繁殖雌牛)を2名(2頭)に126千円、種牛改良対策事業補助金(優良牛)を6名(7頭)に330千円、高齢繁殖素牛更新対策事業補助金を21名(37頭)に1,100千円、肥育素牛導入対策事業補助金を9名(119頭)に2,142千円を交付しました。

- ◇スマート畜産に関する情報を収集しました。
- ◇家畜伝染病防疫対策事業補助金 1,405 千円を新富町自衛防疫推進協議会に交付し、対策を強化しました。
- ◇計画策定のための調査を行いました。
- ◇関係機関と協力して研修体制を強化しました。

⑧ 環境に配慮した農業の推進

(第4節-産業・経済_I 農業水産業_1-農業水産業)

- ◆環境に配慮した持続的な畜産の発展を推進するため、家畜排せつ物や排水の適正処理が行われているか巡回指導を行います。
- ◆耕畜連携による資源循環の取組を推進するため、飼料生産に地域で生産される堆肥の活用を行います。
- ◆未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業補助金を活用し、新富町畜産バイオマス利活用促進協議会を設置し、消化液の活用について実証を行います。
- ◆カーボンニュートラルの実現に向け、畜産における脱炭素への取組について調査、研究を行います。
- ◆低化学肥料・科学合成農薬の使用を低減する有機栽培、生分解マルチを利用した廃プラ削減、ハウス重油削減等の取組など環境に優しい農業に取り組む農業者に対し、支援を行います。
- ◆農業の環境負荷に対応した土壤改良を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇家畜排せつ物や排水の適正処理について巡回指導しました。
- ◇耕畜連携による資源循環の取組みとして、消化液の実証実験を行いました。
- ◇未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業補助金を新富町畜産バイオマス利活用促進協議会に 401 千円交付し、消化液活用の実証実験を進めました。
- ◇畜産における脱炭素への取組みについて調査研究を行いました。
- ◇環境に優しい農業の取り組む農業者に対し、環境保全型農業直接支払交付金を支援しました。
- ◇環境負荷に対応した土壤改良のため、土壤改良剤助成を行いました。

⑨ 商店街の活性化

(第4節-産業・経済_II-商工業_1-商工業)

- ◆町内外から集客し、商店街活性化を図るため、ギャラリーしんとみにおいて多様な展示会を開催します。
- ◆毎月第 3 日曜日に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が主催する「こゆ朝市」等を通し

て商店街のにぎわいを創出します。

◆新富町商業協同組合に対し、国や県等の商店街活性化につながる支援策を随時案内します。

【評価】

○

【検証】

- ◇ギャラリーしんとみ運営補助金を新富町商業協同組合に交付し運営を支援しました。
- ◇こゆ地域づくり推進機構に観光促進事業補助金を交付し、こゆ朝市等の運営を支援しました。
- ◇新富町商業協同組合に対して支援策を紹介しました。

⑩ 商工業経営の改善

(第4節-産業・経済_II-商工業_1-商工業)

◆商工業研修センターの利用促進を図り、商工会をはじめとする町内商工団体や事業所等が行う研修会等を通した産業人材の育成を支援します。

◆町融資制度を運用し、町内事業所の運転資金の確保及び積極的な設備投資を支援します。

◆新富町商工業振興補助金を有効的に活用し、意欲ある事業者の売上向上等に資する取り組みを支援します。

◆企業訪問等により事業者の現状を把握し、国、県や関係支援団体等が行う支援策を随時案内するとともに、関係機関とのマッチングを行います。

◆地場産業を担う町内事業者や6次産業化に取り組む事業者等に対し、関係団体と連携しながら国・県・町の支援策等を適宜案内し、地場産業等の育成及び支援を行います。

◆域内消費活性化を図るため、「しんとみ生活充実アプリS！あぷ」を活用したクーポン発行及び各種スタンプラリーを行います。

◆町内事業者のメールアドレスを収集し、国、県や関係支援団体等の補助金や人材確保に関する支援策等をきめ細やかに提供します。

◆新富町商工業振興補助金を活用し、町内事業者の販路拡大等生産性向上につながる取り組みを支援します。

◆商工会と連携し、町内事業所の動向の把握に努め、それぞれに必要な国や県の支援策等を随時案内します。

【評価】

○

【検証】

- ◇新富町商工業研修センターの指定管理を新富町商工会に委任し、各種事業展開ができるよう支援しました。
- ◇中小企業振興特別貸付 35,000,000 円、中小企業振興徳熱貸付金保証料補助金 1,040,374 円
- ◇新富町商工業振興補助金 5,882,155 円（人材育成補助金 1 件、人材確保推進補助金 1 件、繁盛店育成支援事業補助金 14 件、新商品開発支援補助金 1 件、高付加価値等推進事業 6 件、合理的配慮設置投資資源補助金 1 件）
- ◇町内企業を訪問し随時支援策を案内しました。
- ◇6 次産業化に取り組む事業者に国・県・町の支援策を適宜紹介しま

した。

◇新型コロナ宮崎県・新富町連携 S！あぷクーポン発行事業（37,320,509 円）、新型コロナ・物価高騰等対策 S！あぷクーポン発行事業（40,207,168 円）を実施しました。

◇町内事業者に国県等の補助金等の支援策をきめ細やかに提供しました。

◇新富町商工業振興補助金を活用し町内事業者の販路拡大等生産性向上につながる取組みを支援しました。

⑪ 創業及び事業承継の推進

（第4節-産業・経済_II-商工業_1-商工業）

- ◆起業促進を図るため、商工会と連携した創業塾を開催するとともに、創業支援補助金による助成を行います。
- ◆町外から移住し町内で創業又は第二創業を行った事業者に対して、創業支援補助金の加算を行います。
- ◆起業家の育成を図るため、商工会と連携し、創業希望者の相談状況に応じて創業塾を開催するとともに、段階に応じた支援及び創業支援補助金による助成を行います。
- ◆商工会と連携し、現在チャレンジショップを利用している創業希望者の独立に向けた支援を行うとともに、新たな創業希望者の掘り起こしを行います。
- ◆商工会と連携し、町内事業者の事業承継に関する情報を収集し、必要に応じて支援機関への案内を行います。
- ◆商工会と連携し、事業承継支援団体の各種情報を随時ホームページやメールで案内します。

【評価】

○

【検証】

- ◇特定創業支援事業により支援を受けた証明書を1件発行し、創業支援補助金 164,000 円を交付しました。
- ◇町外からの移住による創業はありませんでした。
- ◇チャレンジショップの指定管理者である商工会に指定管理料を交付し、創業希望者の独立に向けた運営をサポートしました。
- ◇事業承継の情報を収集し必要に応じて支援機関への案内しましたが、ホームページやメール送信には至りませんでした。

⑫ 企業誘致の推進

（第4節-産業・経済_II-商工業_2-企業誘致）

- ◆移転や増設を希望する企業に対し、関係各課と協力し、ニーズにあった情報の提供を行います。
- ◆企業訪問等により町内企業の現状把握に努め、必要に応じて支援策等の案内を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇移転や増設を希望する企業に対し訪問して情報提供しました。

⑬ 雇用の促進

(第4節-産業・経済_III-雇用_1-雇用)

- ◆金融機関と連携しながら町や県の融資制度を周知し、町内事業者の設備投資等を支援します。
- ◆従業員を新たに中小企業退職金共済制度に加入させた事業所に対し掛金の一部を助成することにより、事業所の福利厚生の充実を図るとともに、人材の定着及び安定確保を支援します。
- ◆県等が実施する就職説明会等への参加案内に関する情報を町ホームページやメールにて随時案内します。
- ◆登録促進を図るため、町内事業者に対し、宮崎県が運用する求人サイト「ふるさと宮崎人材バンク」をメール等で案内します。

【評価】

○

【検証】

- ◇設備投資を検討している町内事業者に各種融資制度を紹介しました
- ◇中小企業退職金共済加入促進事業で39社に2,729,000円の補助金を交付しました。
- ◇県が実施する就職説明会等への参加案内に関する情報を随時案内しました。
- ◇宮崎県が運用する求人サイト「ふるさと宮崎人材バンク」を町内事業者に登録を促しました。

⑭ 多様な就業ニーズに応じた就業支援

(第4節-産業・経済_III-雇用_1-雇用)

- ◆近隣で実施される公的職業訓練をホームページ等で積極的に案内します。
- ◆ハローワーク高鍋の求人情報を定期的に町のホームページに掲載します。

【評価】

○

【検証】

- ◇公的職業訓練をホームページ等で案内しました。
- ◇ハローワーク高鍋の求人情報を定期的にホームページに掲載しました。

⑮ 観光資源の整備・充実

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆こゆ地域づくり推進機構と連携し、インバウンドを含めた観光客受け入れに向けた体験観光の課題の洗い出しを行います。
- ◆こゆ地域づくり推進機構等と連携し、新田原古墳群周辺のソバ畑を活用したイベントを開催します。

【評価】

○

【検証】

- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が行った「新田原古墳群真冬のライトアップ」を支援しました。

- ◇「新田原古墳群真冬のライトアップ」にあわせて実施した「あつたかナイトマルシェ」を支援しました。

⑯ スポーツによる集客の推進

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆県内外からの集客を図るため、商工会と連携して、テグバジヤー口宮崎のホーム戦での町内事業者の出店を支援します。
- ◆試合観戦の機運を高めるため、商工会や各種団体と連携し、テグバジヤー口宮崎のホーム戦に合わせて町内各所にテグバジヤー口宮崎ののぼり旗を設置します。

【評価】	【検証】
○	<p>◇商工会が主催する「テグバジヤー口宮崎活性化委員会」で、ホーム戦での町内事業者の出店をあつせんしました。</p> <p>◇商工会が主体となってテグバジヤー口宮崎ののぼり旗を町内各所に設置しました。</p>

⑰ 観光PRの推進

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆本町の観光情報を広く発信するため、県内の道の駅等に観光パンフレットを設置します。
- ◆ファン層拡大を図るため、町内の観光スポット等の周遊を目的に「しんとみ生活充実アプリS！あぷ」を活用したスタンプラリーを開催し、町内観光地等の新たな発見や魅力の再認識を促します。
- ◆域内の周遊を図るため、さいとこゆ観光ネットワークを活用して、西都児湯地域の観光資源の情報発信を行います。
- ◆町内外からの集客を図るため、湖水ヶ池のバス及び座論梅の開花状況をホームページ等で随時発信します。

【評価】	【検証】
○	<p>◇観光パンフレットを増刷し、情報発信しました。</p> <p>◇スタンプラリーを実施し、町内観光地等の魅力化をはかりました。</p> <p>◇さいとこゆ観光ネットワークでインスタグラムのアカウントを取得し、おすすめ情報等を発信しました。</p> <p>◇湖水ヶ池のバスと座論梅の開花状況をホームページ等で随時発信しました。</p>

⑱ 交流人口の拡大

(第5節-地方創生_I-まちづくり_2-関係人口・交流人口の拡大)

- ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに、食や観光に関する町の情報発信に取り組みます。

- ◆こゆ地域づくり推進機構と連携し、体験、交流及び学びを軸とした体験交流型観光プログラムを作成します。

【評価】 ○	【検証】 ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに、食や観光に関する町の情報発信に取り組みました。 ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構に補助金を交付し、インバウンド向け体験交流型観光プランを運営しました。
-----------	---

⑯ 成長産業育成の支援

(第5節-地方創生_Ⅱ-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

- ◆商工業振興補助金を活用し、町内事業所が取り組む新商品開発を支援します。
◆成長が期待される産業分野に取り組む事業所を支援します。

【評価】 ○	【検証】 ◇新商品開発支援補助金は1件活用がありました。 ◇竹を使った有機肥料製造に取り組む事業者に対して補助金を交付して支援しました。
-----------	--

⑰ 新技術・デジタル技術の導入の促進

(第5節-地方創生_Ⅱ-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

- ◆AI・ICT等の先端技術を組み入れた農業機械等の導入に関する情報提供や補助金申請のための支援を積極的に行います。
◆町内事業所が、一定の生産性向上が見込める先端設備等導入計画を策定した場合、町が計画を認定するとともに、取得した償却資産について、3年間課税を免除します。
◆行政サービスのデジタル化と食と観光に関する取り組みを開始し、ECサイトの活用促進や既存事業の見直しを含めた新規事業の構築について調査研究を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇情報収集して支援のための体制づくりを検討しました。 ◇生産性向上特別措置法に基づいた先端設備等導入計画の認定は1件ありました。 ◇地域活性化起業人制度により新富町に着任した人材が一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに調査研究を行いました。
-----------	--

農地管理課

課長 緒方 利行
 課長補佐 稲田 智久
 局長補佐（兼）和田 憲幸

1. 農地管理課の役割

農地管理課は、農地整備係、農地計画係で構成されています。各係の主な業務内容は次のとおりです。

【農地整備係】農地の基盤整備及び保全、農業環境整備に関する業務を担っています。

【農地計画係】優良農地を確保するための農振農用地の調整及び農地中間管理機構の市町村窓口として農地の賃貸借契約事務を行い、担い手への農地集積に関する業務等農地の管理業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 水道事業の安定経営

（第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備）

◆上新田地域、平伊倉地区、追分地区及び上日置地区に水道水を供給している一つ瀬川営農飲雜用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を行い、安定した水道水の供給に努めます。

【評価】

○

【検証】

◇一つ瀬川営農飲雜用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を行い、安定した水道水の供給に努めました。

② 障害防止対策

（第1節-暮らし・環境_III-基地周辺対策_1-基地周辺対策）

◆大和地区ほ場整備事業に伴い不可避受益区域の農業用水パイプライン工事を行います。また、整備事業に関連し、大和ため池（第1）を洪水対策調整池としての改修工事に伴い浚渫工事を行います。

【評価】

○

【検証】

◇大和地区ほ場整備事業に伴う不可避受益区域の農業用水パイプライン工事を行いました。また大和ため池（第1）を洪水対策調整池として改修工事に伴う浚渫工事を行いました。

③ 排水処理対策等の充実

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

- ◆大渕地区県営湛水防除負担金を支出し、大渕排水機場改修事業を進めます。

【評価】

○

【検証】

◇大渕排水機場改修事業に対して負担金を交付しました。

④ 農業生産基盤の整備

(第4節-産業・経済_I-農林水産業_1-農林水産業)

- ◆大和地区県営土地改良事業負担金を支出し、大和池下、山田及び芝原・宮ヶ平南換地区の面的整備並びに農業用水パイプライン工事を進めます。
- ◆新田西地区県営土地改良事業負担金を支出し、ほ場整備区域の外郭測量を進めるとともに、土地利用の最終意向調査を行います。
- ◆大和ため池外7か所の劣化状況評価を行います。
農業用施設機能保全のために、金丸幹線用水路の整備工事を行います。
- ◆用排水路の土砂堆積状況を確認し、計画的に土砂の撤去を行います。
- ◆多面的機能支払交付金事業補助金を交付することによって、農用地等の地域資源の保全管理を行う地域組織の共同作業等に対し支援を行います。
- ◆大和地区ほ場整備事業に関連し、近隣の農道舗装(延長860m)を行います。
- ◆未舗装農道の解消のため、地域からの要請により未舗装農道の整備を支援します。
- ◆農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約を行うことにより、農地の有効利用を図ります。
- ◆国営一ツ瀬川土地改良事業で造成された農業水利施設の維持管理を支援するとともに、老朽化が著しい施設の改修等を行う更新事業にむけた受益者の同意取得事業を進めます。

【評価】

○

【検証】

◇大和池下、山田及び芝原・宮ヶ平南換地区の面的整備並びに農業用水パイプライン工事に対して負担金を交付しました。

◇新田西地区ほ場整備区域の外郭測量に対し負担金を交付するとともに、地権者に対して土地利用の最終意向調査を行いました。

◇農業水路等長寿命化防災減災事業補助金を活用し、大和ため池外7カ所の劣化状況評価を行いました。

◇用排水路の土砂堆積状況を確認し、計画的に土砂撤去を行いました

◇多面的機能支払交付金事業補助金は、「農地維持」は7組織に対し18,177千円を、「資源向上(共同活動)」は7組織に対し10,781千円を、「資源向上(長寿命化)」は6組織に対して19,018千円を交付しました。

◇大和地区ほ場整備事業に関連し、近隣の農道舗装(延長1,989m)を行いました。

◇農道用生コンクリート支給事業は5団体に1,850千円交付しました

- ◇農地中間管理事業の年度内実績（再設定含む）は266筆の40.4haとなりました。
- ◇国営一つ瀬川土地改良事業で造成した農業水利施設の更新事業に向けた受益者の同意取得事務を行いました。

都市建設課

課長	岩村 伸夫
課長補佐	田野 和祥
課長補佐	宮崎 健一
環境推進室	(課長兼務)

1. 都市建設課の役割

都市建設課は、都市計画係、建築係、住宅係、土木係、環境・空家係、衛生管理係、で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【都市計画係】公園・緑地・都市下水路等の維持管理及び都市計画道路を含む都市計画事業の推進に関する業務を担っています。

【建築係/住宅係】公営住宅の整備を含む維持管理及び一般住宅に関する業務を担っています。

【土木係】交通網の整備、河川の整備等住環境の整備などの業務を担っています。

【環境推進室】一般廃棄物の処理及び減量化、資源化を含め、合併処理浄化槽補助、し尿処理に関する事務、環境保全に関する業務や犬の登録及び狂犬病予防に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 幹線道路の整備

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆国道10号三納代地区事業推進について、国や関係機関に積極的に要望を行います。
- ◆県道44号宮崎高鍋線の整備に合わせた一ツ瀬橋の歩道設置を含めた橋りょうの架け替えについて、県への要望活動を継続して行います。
- ◆地場産業の発展と地域の活性化を図るため、東九州自動車道におけるスマートインターチェンジからつながる幹線道路の整備を促進します。
- ◆都市計画マスタープランに基づきながら都市計画道路について調査研究に努めます。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇宮崎河川事務所、九州地方整備局、国土交通省本省に要望活動を行いました。 ◇宮崎県に要望活動を行いました。 ◇町道佐土原～木城線の道路改良 (L=131.4m) を継続して行うとともに、県道の改良についても要望を行いました。 ◇越場場～野中線 (L=74.1m) 、鬼付女橋側道橋（橋梁）の工事を行いました。

② 町道の整備

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆交通の利便性の向上や交通量増加に伴う対応のため、町道改良率69.7%を目標に、未改良道路及び排水路の整備率の向上を図ります。
- ◆BCPに向けた未改良区間の整備や長寿命化を促進するとともに交通の利便性向上及び輸送力の増強を目指します。
- ◆新富町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、安全性確保のため、計画的に橋梁点検を行います。
- ◆道路舗装の長寿命化や舗装の維持管理費のコスト削減を図るため、舗装個別施設計画の見直しを行います。
- ◆舗装個別施設計画に基づく計画点検を実施しながら優先順位を定めて、保守保全に努めます。
- ◆幹線道路の整備等に合わせ、町民生活の向上につながる町道及び排水路の新設を図り、排水路を含む道路網の充実を図ります。
- ◆定期的な道路パトロールにより修繕箇所の早期発見に努めるとともに適切な維持管理を行います。また、関係団体との連携により道路異常通報制度の構築に向け調査研究を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇町道改良率 69.7%に対して実績 70.9%となり目標を達成しました。
- ◇新富町町道維持管理基金や防災安全交付金事業を活用し、道路の維持補修を行いました。
- ◇防災安全交付金事業を活用し、橋梁 14 橋の橋梁点検を実施しました
- ◇舗装個別施設計画の見直しを行いました。
- ◇町道 21 カ所の道路補修他を実施し、生活道路 4 カ所についても舗装工事を行いました。
- ◇防衛省調整交付金を活用し、下城元地区排水路、六反田～原口線、麓西地区排水路、成法寺地域排水路等の整備を行いました。
- ◇道路パトロールを強化し、異常箇所の早期発見を行いました。

④ 人にやさしい道路整備

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆道路の安全な利用を目指し、沿線環境に配慮した道路整備を行います。
- ◆国土交通省の「バリアフリー法に基づく基本方針における目標」を参考に、主要な生活関連道路のバリアフリー化に努めます。
- ◆熱中症の防止や天気を気にせず路線バスの乗降が快適に行えるよう、優先度が高い箇所を決定し、計画的にバス停留所の屋根設置に努めます。

【評価】

○

【検証】

- ◇バス停上屋整備に合わせて、ノンステップバスに対応した整備を行

- い、バリアフリー化に配慮しました。
- ◇沿線環境に配慮し、芝原バス停と伊倉バス停上屋を整備しました。

⑤ 防災体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_2-防災)

- ◆河川の護岸改修や急傾斜地などの防災対策を国や県等と連携して行います。
- ◆治山・治水対策の充実のため、急傾斜地及び河川の整備について、国や県への要望活動を継続して行います。
- ◆がけ崩れ等の危険箇所について、町民が町への情報提供しやすい体制づくりに取り組みます。
- ◆昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断に要した費用を補助し、診断により耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

【評価】



【検証】

- ◇緊急自然災害防止対策事業を活用し、五反川改修工事を実施し、佐土原～木城線外4カ所について道路災害復旧工事を行いました。
- ◇急傾斜地及び河川の整備について国・県へ要望しました。
- ◇新富町木造住宅耐震診断業務委託を15件発注し、耐震改修工事1件に補助金を交付しました。

⑥ 交通安全対策

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

- ◆路面標示や交通安全看板、カーブミラーを要望があった場所に新設または交換し、交通安全に関する注意喚起を行います。

【評価】



【検証】

- ◇総務課防災係及び警察署と連携して対応しました。

⑦ 基地周辺生活環境の充実

(第1節-暮らし・環境_III-基地周辺対策_1-基地周辺対策)

- ◆防衛省所管の基地周辺対策事業を積極的に活用し、道路・河川改修、公共施設整備等各種分野において生活環境の整備推進を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇事業内容により防衛省補助事業のメニューを検討協議して対応しました。

⑧ 土地利用

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_1-土地利用)

- ◆各種法令等を遵守しながら、自然環境や生活環境に配慮し、秩序ある土地利用の推進を図

ります。

- ◆国土利用計画法やその他の法令等に基づき、必要性や需要を総合的に判断し、適正な土地利用の指導に努めます。
- ◆新富町都市計画マスタープランに基づく用途地域の見直しを行いながら、調和のとれた土地利用の誘導に努めます。

【評価】



【検証】

◇関係各課と連携しながら適正な取土地利用へ誘導しました。

⑨ 公営住宅の整備

(第1節-暮らし・環境_Ⅳ-生活環境_2-居住環境の整備)

- ◆新富町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な戸数管理と整備に努めます。
- ◆住民の生活安定と社会福祉の増進を図るため、公営住宅の需要に応じた供給と適正な管理・整備に努めます。
- ◆小さな拠点づくりを軸とした高齢者専用公営住宅の建設について検討していきます。

【評価】



【検証】

◇公営住宅の管理戸数は、簡平 241 戸、中耐 222 戸、町単独住宅 25 戸の総数 488 戸となっております。

◇高齢者専用公営住宅の建設については検討を継続します。

⑩ 住環境対策

(第1節-暮らし・環境_Ⅳ-生活環境_2-居住環境の整備)

- ◆周辺の生活環境に影響を及ぼす悪影響の度合いや、建築物の劣化の状況に応じて、空家所有者に対し指導・助言を行います。
- ◆生活環境保全のため、管理不全空家の解消に努めます。
- ◆管理者不存在空家の解消に向け、宮崎県司法書士会をはじめとする専門家との連携を密にすることで、空き家にまつわる様々な問題に対応していきます。
- ◆相続財産管理人制度の活用により、管理者不存在空家の解消に向け取り組みます。
- ◆空家対策を行う上で必要である相続人調査を円滑に行うため、所有者調査管理システムの導入に向け調査研究を行います。

【評価】



【検証】

◇空き家所有者に対し指導・助言する体制を充実させました。

◇管理不全空き家の解消に努めました

◇宮崎県司法書士会をはじめとする関係期間等との連携を密にするため、新富町空き家対策協議会を開催しました。

◇相続財産管理人選任申立を 3 件行いました。

◇所有者調査管理システムの導入に向け調査研究を行いました。

⑪ 公園・緑地の整備

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_3-公園・緑地の整備)

- ◆新富町緑の基本計画に基づいて、バランスのとれた総合的な公園緑地の整備を図ります。
- ◆町民ニーズの把握に努めるとともに、意見を踏まえた公園整備を推進していきます。
- ◆富田浜公園基本計画を考慮しながら、隣接する富田浜漕艇場、富田浜キャンプ場を合わせた一体的な整備を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇総合的な公園緑地の整備を図りました。
- ◇ニーズにあった公園整備を図るため、調査研究しました。
- ◇富田浜公園多目的広場は国民スポーツ大会少年サッカーの部の会場として再整備することになりました。

⑫ 景観の整備

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_4-景観の整備)

- ◆新富町景観計画に基づきながら、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持・形成に努めます。
- ◆自然環境、景観と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、災害の発生を防ぐ良好な生活環境・景観の保全に努めます。
- ◆道路景観に配慮した整備に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇美しい自然環境及び景観の維持・形成を目指し、ボランティア団体による海岸清掃などを支援しました。
- ◇各種開発において慎重に協議を進めました。
- ◇道路整備に際して景観に配慮した工事を念頭に計画を立てました。

⑬ 火葬場の運営

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_5-火葬場施設・墓地)

- ◆火葬場の運営を行うにあたり、周辺環境との調和に十分配慮します。
- ◆火葬場運営参画市町(西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、新富町)と共に適正な維持管理に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇運営参画市町とともに適正な維持管理に努めました。

⑭ 墓地の管理

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_5-火葬場施設・墓地)

- ◆周辺環境に調和した墓地の適正な管理や整備に努めます。
- ◆墓地に関する相談に対応できるよう、県との連携を密にします。

【評価】

【検証】



- ◇防衛省補助事業を活用し、富田浜霊園（町営墓地）駐車場のアスファルト舗装工事を行いました。
- ◇周辺環境に調和した墓地の適正な管理に努め、宮崎県と連携を密に行いました。

⑯ 適正なごみ処理

（第1節-暮らし・環境_V-環境保全_1-ごみ処理・リサイクル）

- ◆宮崎市・東諸県・西都児湯の広域的共同処理施設「エコクリーンプラザみやざき」において、関係市町村（宮崎市、国富町、綾町、西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、西米良村、新富町）との連携に努め、可燃ごみの適正処理を行います。
- ◆運営参画市町（西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、西米良村、新富町）と共に適正な維持管理に努め、西都児湯クリーンセンターのリサイクル施設における「資源物」及び「不燃ごみ」の適正処理を行います。
- ◆環境配慮型のごみ袋の本格導入にむけて、小袋での利用実態等を把握しながら調査研究を努めています。
- ◆災害廃棄物処理計画の見直しや関係団体との連携協定締結により、災害廃棄物の処理が迅速に行えるよう体制の構築に努めます。
- ◆家庭から排出される剪定木の再資源化の実施と、企業との連携により再資源化に向けた調査研究を行います。
- ◆事業所に対して、廃棄物の適正処理を指導・啓発し、ごみの減量化・資源化を推進します。
- ◆警察、保健所等との連携により不法投棄監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇可燃ごみの処理量は3,487tで、対前年度170t減少しました。
- ◇不燃ごみの処理量は67tで、対前年度6t減少し、資源ごみは412tで対前年度43t減となりました。
- ◇バイオマスプラスティック製ごみ袋（小型）の令和4年度試験導入に続き、中袋の試験的運用を開始しました。
- ◇災害廃棄物処理基本計画の見直しを行い、災害廃棄物の受入体制を構築しました。
- ◇剪定木は268t（海岸漂着木135t、家庭等からの剪定木133t）を再資源化しました。
- ◇事業所に対して廃棄物の適正処理について指導啓発を行いました。
- ◇警察、保健所等との連携による不法投棄監視体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めました。

⑯ ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

（第1節-暮らし・環境_V-環境保全_1-ごみ処理・リサイクル）

- ◆町が定めるリサイクル率15%を目標に調査研究を行いながら、将来的なゼロウェイストティ実現に努めます。

- ◆循環社会形成のため、資源リサイクルの広報啓発に努めます。
- ◆使用済み紙おむつのリサイクルなど新たなリサイクル分野に向けての調査研究を行います。
- ◆新富町し尿処理施設から排出される「し渣(脱水汚泥)」の再資源化状況について、追跡調査を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇資源化率は 17.56%となりました。 ◇リネットジャパン株式会社との連携協定に基づく小型家電リサイクル処理量は 706kg となりました。 ◇新たなリサイクル分野に向けた調査研究を継続しています。 ◇し渣(脱水汚泥)の再資源化について継続調査を行いました。

⑯ 自然環境の保全

(第 1 節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

- ◆生活排水処理能力を向上させ、河川等の水質改善を図るため、合併浄化槽を新規に設置する家庭に対し、補助金の給付を行います。
- ◆開発行為に関して、自然環境保護のための適正な監視・指導に努めます。
- ◆水源の涵養や土砂災害防止機能を持つ森林の適切な保全を推進します。
- ◆県や野生動物研究会をはじめとする各ボランティア団体と連携し、海岸環境を守る取組みの推進を図ります。
- ◆脱炭素社会の実現に向けたクリーンエネルギーの活用に向けて、施策検討をしていきながら調査・研究に努めています。
- ◆関係機関との連携により不法投棄監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に取り組みます。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇合併浄化槽(新設・転換含む)は、5人槽 72 基、7人槽 11 基、10人槽 3 基を対象に補助金を交付しました。 ◇開発行為に関して、自然環境保護を念頭に指導助言しました。 ◇宮崎県を中心とした協議会を通じ水源の涵養や森林の適切な保全を推進し、周知活動を行いました。 ◇宮崎県野生動物研究会等のボランティア団体と連携し、海岸環境を守る取組みを推進しました。 ◇クリーンエネルギーの利活用について調査研究しました。 ◇関係期間との連携による不法投棄監視体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めました。

⑯ 環境保全意識の啓発

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

- ◆「一ツ瀬川河川清掃」「富田浜清掃大作戦」「クリーンアップみやざき」の実施を通して、環境保全意識の啓発に努めます。
- ◆環境問題に関心を持つ人を増やし、問題解決のための能力の育成を図る教育の推進に向け調査研究を行います。
- ◆様々な広報媒体を通して、環境保全団体等の取組に関する情報を提供するなど、環境保全に関する意識啓発に努めます。
- ◆町内でのクリーンエネルギーの整備・活用に向けた調査研究に努めています。

【評価】

○

【検証】

- ◇ボランティア団体が実施する清掃活動を支援しました。
- ◇小中学校における環境教育に担当職員を派遣し啓発を行いました。
- ◇環境保全の意識啓発のため、様々な媒体を利用して周知を行いました。
- ◇クリーンエネルギーの利活用のための調査研究を行いました。

⑰ 排水処理対策等の充実

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

- ◆生活排水処理率 70%を目標に、合併浄化槽の普及啓発に努めます。
- ◆合併浄化槽の普及促進と災害時の対応が円滑に行えるよう、スマート浄化槽システムの導入について調査研究を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇生活排水整備率は 70.86%となりました。
- ◇令和4年11月に導入した浄化槽台帳システムの課題について、調査研究を行いました。

⑱ 環境に配慮した農業の推進

(第4節-産業・経済_I-農林水産業_1-農林水産業)

- ◆環境に配慮した持続的な畜産の発展を推進するため、家畜排せつ物や排水の適正処理が行われているか巡回指導を行います。
- ◆カーボンニュートラルの実現に向け、畜産における脱炭素への取組について調査、研究を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇家畜排せつ物や排水の適正処理が行われているか産業振興課と共に巡回指導を行ないました。
- ◇産業振興課が行なう畜産における脱炭素への取組についての調査研究に参画しました。

水道課

課長

長友 一彦

課長補佐

倉永 勝彦

1. 水道課の役割

水道課は、経営係と工務係で構成され、安全で良質な水道水を安定供給するため、水道事業の経営を担っています。各係の業務内容は次のとおりです。

【経営係】 企業会計、水道メータの検針業務、水道料金の収納等に関するこ

【工務係】 水道施設の運営、管理、整備、計画等に関するこ

2. 個別事業とその目標

① 水道事業の安定経営

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆町水道事業と一つ瀬川営農飲雜用水広域水道企業団との統合について検討するため、県等と連携を密にとりながら、必要な作業や手順の確認を行っていきます。
- ◆有収率向上のため、老朽化した配水管等の布設替えを計画的に行います。
- ◆配水系統毎の配水流量の分析し、必要に応じて現地調査を行い漏水の早期発見に努めます。
- ◆検針業務及び開閉栓業務の効率化と漏水の早期発見を目的に、一部にスマートメーターの導入を計画しています。導入後は、費用対効果と省力化について分析するための調査研究を行います。
- ◆瀬口地区及び柳瀬地区に水道水を供給している西都市上下水道課と連携し、供給施設の適正な維持管理を行い、安定した水道水の供給に努めます。
- ◆安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一つ瀬川流域の水質監視と水質管理情報の共有化を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇町水道事業と一つ瀬川営農飲雜用水広域水道企業団との経営統合については、宮崎県等と連携し必要な作業や手順の確認を行いました。
- ◇配水管等の老朽管について、布設替えを行いました。
- ◇配水系統毎の配水流量の分析、監視を行い、現地調査を行いました。
- ◇スマートメーターの設置について、実証実験により約500戸について設置を行いました。
- ◇西都市上下水道課と連携し、供給施設の適正な維持管理を行いました。
- ◇協議会への参加、また一つ瀬川流域の水質監視と水質管理情報を共

有化しました。

② 災害に強い上水道施設の整備

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆地震時などにも、漏水や水道施設故障により断水する事がないよう、老朽管及び老朽化施設の更新及び耐震化を行います。
- ◆災害時による水圧不足地域解消のため、バイパス管設置や増径工事等の対策を行います。
- ◆安定して水道水を供給できるよう予備水源の確保のため、平伊倉水源地の整備を行います。
- ◆災害時における水道水確保のため、避難施設での配水設備の場所や規模等について防災担当部署と検討を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇老朽管及び老朽化施設の更新及び耐震化のため、耐震適合管等を使用し更新を行いました。
- ◇バイパス管の設置、増径工事について、検討を行いました。
- ◇平伊倉水源地の更新工事（紫外線処理装置設置）を2カ年計画で行っています。
- ◇避難施設での排水設備について防災担当部署と検討を行いました

③ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実行するための行政の取組_I-行政財政運営_2-財政運営)

- ◆受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇水道料については将来的なコスト面を継続して検討しています。

会計課

課長

河野佐知子

課長補佐

森 卓代

1. 会計課の役割

会計課は、新富町の歳入歳出に関し適正に行われているか審査し、それを正確に遂行する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行政運営_2-財政運営)

- ◆24時間PC・スマホから口座振替の申し込みができるWeb口座振替サービス(令和4年度導入)の更なる利用促進に努めます。
- ◆町財務活動管理方針に基づいた資金管理を行うため、資金管理会議を開催し、年次方針を定めます。
- ◆定期預金及び債権等の効果的な運用に努めるため、金融市場の動向に注視して運用を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇令和4年度に導入したWeb口座振替サービスの周知化をはかり、口座振替の推進を図りました。
- ◇資金管理会議を開催し、年次方針を定めました。
- ◇金融市場の動向を注視しながら、定期預金及び債券等の効果的な運用に努めました。

議会事務局

局長 宮武 祐二
局長補佐 福重 和泉

1. 議会事務局の役割

議会事務局は、議会運営の事務処理を担っています。また、監査委員書記を併任し、一般会計・特別会計の会計監査を行っています。

2. 個別事業とその目標

① 開かれた行政の推進

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行政運営_1-行政運営)

- ◆町民が参加できる議会を目指し、町民の声を広聴できるよう議会報告会や議員と語ろう会などの取り組みを推進していくため補助・支援を行います。
- ◆議会に対するアンケート等により町民の意見を取り入れながら、読みやすくわかりやすい議会広報誌の作成に取り組みます。
- ◆ホームページ等にて、委員会活動や議会運営状況等の情報発信を行い、新富町議会の「見える化」を推進します。
- ◆町ホームページにて決算監査結果を公表し、開かれた行政づくりに取り組みます。
- ◆ICTを活用した議会運営の効率化や合理化を進め、町民にわかりやすい環境づくりに努めます。

【評価】

○

【検証】

- ◇議会と語ろう会は、「将来、戻ってきたくなる新富町」をテーマに、中高生と意見交換を行いました。
- ◇議会傍聴者にアンケートを実施し意見を伺いました。
- ◇ホームページにおいて質問内容を掲載するとともに、一般質問の日程や状況を防災ラジオで放送し情報提供しました。
- ◇監査基準により決算審査意見書を作成し町ホームページに掲載しました。
- ◇令和3年度議会リモート会議用備品購入事業で導入したタブレット等を活用し、ICT化を進め事務の効率化やペーパーレスへの取組みを進めました。

教育総務課

課長	宮本 芳幸
課長補佐	大山 文哉
教育対策監	中倉 信博
教育施設整備対策室長	(兼)宮本芳幸

1. 教育総務課の役割

教育総務課は、教育総務係と学校教育係、教育施設整備対策室で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【教育総務係】教育委員会の会議、教育財産の管理など教育委員会事務の総務全般の業務を担っています。

【学校教育係】児童生徒の就学事務及び就学援助、特別支援教育、学校保健及び学校安全、学校給食、学校図書等、学校教育事務全般の業務を担っています。

【教育施設整備対策室】学校施設の施設整備に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 防災体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_2-防災)

◆災害時における地域住民の避難場所としての役割を果たす学校施設の防災機能の強化に努めます。

◆各学校で防災管理マニュアルを作成し、児童生徒への健康安全教育を実施します。

【評価】

○

【検証】

◇学校施設を避難所として活用するため、施設の状況を確認しました
◇各学校で防災管理マニュアルを更新するよう促しました。

② 防犯対策

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

◆通学路及び人通りの少ない道路への防犯灯等の設置を推進します。

◆各学校からの要望に応じて、不審者対応などの防犯教室を開催します。

【評価】

○

【検証】

◇通学路の安全点検を実施し、適宜防犯灯の設置を推進しました。
◇総務課防災係と連携し、学校の要望により実施を調整しました。

③ 交通安全対策

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

◆交通ルールやマナー等の自転車の利用に必要な知識を総合的にまとめたルールブックを作

成し、児童生徒へ配布を行います。

【評価】

○

【検証】

◇ルールブックを作成はできませんでしたが、児童生徒への交通安全教室の実施やパンフレット配布など指導を行ないました。

④ 自殺対策

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_2-こころの健康づくり)

◆学校教育において、心身の健康に関する教育を推進し、児童生徒がSOSを出すことができる環境づくりを行います。

【評価】

○

【検証】

◇スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーを活用し、児童生徒や保護者が相談できる体制を整備し、主体的に該当児童生徒や保護者に声掛けを行いました。

⑤ 障がい児支援の提供体制の確保

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者(児)福祉)

◆成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して電話相談や面談・訪問を実施し、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう関係機関へ繋ぎます。

障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めます。

◆通常の学級と特別支援学級との連携を推進し、多様なニーズに対応した教育の充実を図ります。

◆特別支援学級において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の徹底を図り、切れ目のない支援の充実を図ります。

【評価】

○

【検証】

◇成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して電話相談や面談訪問を実施し、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう関係機関へ繋ぎました。

障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めました。

◇通常学級と特別支援学級との連携を推進し、多様なニーズに対応した教育の充実を図りました。

◇特別支援学級において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、切れ目のない支援を充実させました。

⑥ 低所得者福祉

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_2-低所得者福祉)

◆経済的困難を抱える子育て世帯に対し、学習支援等必要な支援を行います。

◆教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある子どもに対

し、奨学金による支援を行います。

◆生活保護に準じる程度の保護者に対して学用品費等を援助します。

【評価】	【検証】
○	<p>◇要保護・準要保護就学援助費を確保し、対象者を支援しました。</p> <p>◇高等学校1名、短大生・高専生・大学生を対象に12名に奨学金を貸与しました。</p> <p>◇学用品費等の援助を100件行いました。</p>

⑦ 子どもの居場所環境の整備

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆子どもの見守り体制強化の充実を図るため、関係機関との定期的なケース会議の実施や放課後児童クラブ等との連携を進めます。
- ◆適応指導教室を設置し、学校と連携しながら、不登校児等の児童の自立の場を提供します。
- ◆居場所環境改善や居場所の確保を必要とする子どもに関する相談体制の整備に努めます。
- ◆新富町図書館で実施する読書活動やファミリー読書を推進し、土日等休日の子どもたちの居場所づくりを推進します。

【評価】	【検証】
○	<p>◇要保護児童対策ケース会議で、関係機関と連携した対応しました。</p> <p>◇適応指導教室を設置し、学校と連携して不登校児の自立を支援しました。</p> <p>◇福祉課と協力し相談体制の整備に情報提供しました。</p> <p>◇小中学校と連携してファミリー読書週間の啓発を行いました。</p>

⑧ 子ども家庭支援

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆こども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。

【評価】	【検証】
○	<p>◇保育園幼稚園巡回訪問や就学前相談会、ケース会議などで関係各機関とともに連携して支援体制をつくり対応してきました。</p>

⑨ 権利擁護

(第2節-健康・福祉_VI-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆こども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。また、関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。
- ◆乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制のきめ細かな対応を充実します

- ◆虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を実施します。また、虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇要保護児童対策地域協議会の開催とともにケース会議により対応していました。 ◇いつでも相談できる体制をこども家庭相談支援センター「パプリカ」。子育て世代包括支援センター「まるる」とともにつくり、状況の把握と支援を行ってきました。
-----------	---

⑩ 虐待防止

(第2節-健康・福祉 VI-権利擁護 1-権利擁護)

- ◆虐待防止のため、乳幼児健診等の母子保健活動や地域の保育園や学校、医療機関等と連携し、支援が必要な家庭を早期に発見するとともに、養育支援や指導等、適切な支援につなげていきます。
- ◆虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を実施します。虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇母子保健活動や保育園、小中学校で、早期発見につながるよう情報を共有し、定期的なケース会議において発生予防、早期対応を行いました。
-----------	---

⑪ 社会の変化に対応した教育の推進

(第3節-教育・文化・人づくり I-義務教育 1-義務教育)

- ◆児童生徒の発達段階に応じ、SDGsの17の開発目標の理解が深まる授業を行います。
- ◆グローバル化に対応した人材を育成するため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止していた海外交流事業を再開して行います。
- ◆小中学校で、外国語専科教員・外国人指導助手(ALT)・地域人材等を活用し、外国語によるコミュニケーション能力を育成します。
- ◆子どもたちの情報活用力向上のため、タブレット端末を活用し、インターネットを利用した授業を行います。また、情報教育の環境整備も行います。
- ◆情報リテラシー教育推進のため、ルールブックを作成し、各学校と家庭が連携して情報モラルの徹底を進めます。
- ◆教員のICT活用指導力(タブレット端末の活用等)向上研修を行います。あわせて、各学校における情報教育リーダーの育成を行います。
- ◆しんとみ学び塾を開催し、世界中から様々なゲストを呼ぶなどこれからの未来を考えたり、再発見を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇各小中学校での授業での活用を促すとともに、しんとみ学び塾等で多様性などSDGsを意識した取組みを行いました。
-----------	---

- ◇令和5年度については海外交流事業は実施できませんでした。
- ◇外国人指導助手（ALT）を2名配置しました。
- ◇ギガスクール構想に基づき、環境を充実させました。
- ◇ルールブックを作成しモラルの徹底を啓発しました。
- ◇情報教育リーダーを育成するため、しんとみ学力・授業力向上リーダー研究会を行いました。
- ◇しんとみ学び塾を開催し、94名の参加がありました。

⑫ 教育内容と環境の充実

（第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育）

- ◆安全な教育環境を実現し集団感染のリスクを避けるため、マスク・消毒液・体温計等の消耗品を購入し、感染症対策を行います。
- ◆町内小中学校施設の長寿命化を見据えた改修を行います。
- ◆多様な学習活動を支援するため、総合的学習補助金を活用し、教材・備品の整備を行います。
- ◆校務を支援するシステムの構築・改善及び情報セキュリティ対策を推進することにより、安心で効果的な校務処理を可能にし、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。
- ◆学校給食を通じて、地産地消の推進や食品ロス削減の取組を充実させることにより、子どもたちの健やかな成長の促進を図ります。
- ◆読書を通じた人づくりを推進するため、ファミリー読書などの小中学校読書推進活動や、学校図書センターによる読書サポートを継続して行います。
- ◆少人数学習等、児童生徒の学力向上を図るため、各小中学校に学力向上支援員を配置します。
- ◆県教育委員会からの指導主事の派遣を通し、教職員の資質向上と学校業務の改善に取り組みます。
- ◆町内教職員の意識と指導力の向上を図り、児童生徒への指導を強化するため、各学校の教職員のなかから「学力・授業力向上推進リーダー」の委嘱を行います。
- ◆各学校で学校経営案を作成し、児童生徒へ健康安全教育を行います。
- ◆部活動の指導にあたり、地域人材を活用した外部指導員の委嘱を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇マスク・消毒液・体温計等を購入し感染症対策を行いました。 ◇富田小学校校舎防音復旧工事を完了しました。 ◇総合的学習補助金を活用し教材や備品を整備しました。 ◇校務系ネットワーク機器等の更新を行い、環境づくりを推進しました。 ◇学校給食費補助金を交付し児童生徒の給食費を無償化するとともに、新富町産の農作物の活用を図りました。 ◇小中学校読書推進委員会を中心に、ファミリー読書週間、朝の読書活動などに取り組み活動を定着させることができました。各読書コンクールでは意欲的に読書に取り組む児童生徒を表彰しました。

- ◇各小中学校に 11 名の学力向上支援員を配置しました。
- ◇県教委からの指導主事 2 名の派遣を通じて学校業務の改善に取り組みました。
- ◇学力・授業力向上推進リーダーを委嘱し、指導力の向上を図りました。
- ◇各学校それぞれで学校経営案を作成し、児童生徒への健康安全教育を行いました。
- ◇地域人材を活用した外部指導員の委嘱を 3 名に対して行いました。

⑬ キャリア教育の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育)

- ◆望ましいキャリアプランニング能力の形成を促進するため、中学生の企業・事業所等への職場体験活動を行います。
- ◆社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育成するため、小中一貫したキャリア教育を行います。
- ◆産学官・地域・家庭が連携・協働したキャリア教育を推進し、生涯学習人材バンクや県キャリア教育支援センター等の出前授業等を活用します。
- ◆勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる小中一貫したキャリア教育を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇中学生のキャリア教育のため、各学校を支援しました。
- ◇小中一貫したキャリア教育を支援するため、町内事業者を紹介しました。
- ◇生涯学習人材バンクや県キャリア教育支援センター等の出前授業を紹介しました。

⑭ 特別支援教育の充実

(第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育)

- ◆支援を必要とする児童の早期発見につなげるため、就学相談会・就学時健診・保護者面談・教育支援委員会を開催します。
- ◆通常の学級で必要な特別支援教育の支援や合理的配慮を行う支援として、特別支援教育支援員の配置を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇就学相談会・就学時健診・保護者面談・教育支援委員会を開催しました。
- ◇特別支援教育支援員を配置し、通常の学級で必要な支援を進めました。

⑮ いじめ防止対策の取組

(第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育)

- ◆いじめに対する校内相談体制の充実を図ります。

- ◆いじめなどの子どものサインを見逃さないようアンケート調査など定期的な実態の把握に努めます。
- ◆ネット上のいじめを防止するため、情報モラル教育の充実とルールの徹底を図ります。
- ◆町ホームページを活用し、新富町いじめ防止基本方針及び各小中学校いじめ防止基本方針を保護者へ周知します。

【評価】 ○	【検証】
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ケース会議等関係機関と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により対応する体制を充実させました ◇いじめや子どもの抱える問題行動の解決等については、毎月各学校においてアンケート調査を実施し、未然防止や早期対応につながるよう配慮しました。 ◇ネット上のいじめの防止については情報モラル教育の徹底を図りました。 ◇新富町いじめ防止基本方針や各学校の基本方針を町ホームページを活用し保護者に周知しました。

⑯ 健全育成環境づくり

(第3節-教育・文化・人づくり_II-青少年健全育成_1-青少年健全育成)

- ◆学校を核とした地域づくりとして、コミュニティスクール推進体制を整備するとともに、企業やNPOなど多様な主体の参画による連携を図り、地域ぐるみでの教育を推進していきます。
- ◆学校評議員制度から、コミュニティ・スクールへの移行を行うなど、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを構築し、学校と地域が一体となった教育活動を推進します。
- ◆児童生徒が経済的な理由から教育を受けることが困難とならないよう、就学や進学に関する就学資金を支援します。

【評価】 ○	【検証】
	<ul style="list-style-type: none"> ◇コミュニティスクール導入に向けて地域学校協働活動推進体制を整備しました。 ◇学校評議員制度からコミュニティスクールに移行するよう準備しました。 ◇要保護・準要保護就学援助費を活用し、経済的に就学な困難なご家庭を支援しました。

⑰ ふるさと教育と社会参加の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_II-青少年健全育成_1-青少年健全育成)

- ◆教科等の学習指導や総合的な学習の時間において、小学校社会科副読本「わたしたちの新富町」や文化財などを通じ、地域の特性を生かした「ふるさと学習」を推進します。
- ◆総合的な学習の時間において、地域の暮らしや伝統文化をテーマとした横断的・探究的な授業に取組み、地域が抱える課題をよりよく解決する資質や能力を育成します。
- ◆地域の一員としての自覚や地域の活動へ主体的に参画する意識を高め、社会の一員として

必要な資質を養うため、学級活動、児童会・生徒会活動などの「特別活動」の取組を行います。

◆主権者として社会の中で自立し、他者との連携・協働しながら社会と生き抜く力を育成するため、社会科等の授業で「主権者教育」を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇小学校社会科副読本「わたしたちの新富町」を活用するとともに、金丸堰など地域の文化財を活用した授業を支援します。
- ◇総合的な学習の時間に地域の暮らしや伝統文化を活用した取組みを推進しました。
- ◇学級活動、児童会、生徒会活動などの特別活動の取組みを推進しました。
- ◇各学校の社会科の授業で主権者教育を行いました。

⑯ 人権の尊重

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_1-人権の尊重)

◆各学校における道徳教育の充実を図ります。

【評価】

○

【検証】

- ◇道徳教育の充実のため、地域の支援学校や福祉施設との交流を深め、読み聞かせや清掃などの地域ボランティア活動を推進しました。

⑰ 国際交流の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)

◆児童生徒の海外交流事業を通して、国際化に対応できる人材育成を行います。

◆タブレット授業を活用し、海外日本人学校等とオンラインで繋ぎ国際交流の促進を図ります。

◆外国人指導助手(ALT)等を活用し、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇新型コロナウィルス感染症の影響により海外交流事業は再開できませんでした。
- ◇タブレットを活用し、海外日本人学校等とオンラインで繋ぎ国際交流を行いました。
- ◇外国人指導助手 (ALT) を2名配置し、外国文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を推進しました。

生涯学習課

課長	倉永 浩幸
課長補佐	樋渡将太郎
課長補佐	後藤 朋巳

1. 生涯学習課の役割

生涯学習課は、生涯学習係及びスポーツ振興係で構成されています。各係の主な業務内容は次のとおりです。

【生涯学習係】社会教育、公民館、図書館、文化振興、文化財に関する業務を担っています。

【スポーツ振興係】社会体育に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 土地利用

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_1-土地利用)

◆生涯学習の小さな拠点を、需要と可能性の点から見直し、必要な管理運営を目指します。

【評価】



【検証】

◇老朽化した上新田公民館の移設先について、総合政策課と連携し、将来的に旧上新田小学校跡地に移転する方向性を示しました。

② 環境保全意識の啓発

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

◆富田浜清掃を行うボランティア団体へゴミ袋の提供などの支援を行います。

◆アカウミガメや湯之宮座論梅など、町内にある天然記念物や自然環境を題材とした出前授業を行い、環境問題への意識向上を目指します。

【評価】



【検証】

◇海岸清掃を行うボランティア団体にゴミ袋などを提供しました。
◇小中学校の要請により文化財担当が出前授業を行いました。

③ 高齢者の生きがいづくり・社会参加

(第2節-健康・福祉_III-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

◆年間生涯学習講座を11講座開講します。また、「しんとみ発見学びフロンティア塾」や「いきいきキラリ塾」を開講し、学び続けられる環境の充実を図ります。

【評価】

【検証】

○

◇生涯学習講座を 12 教室実施し、147 名の参加がありました。
 「しんとみ発見学びフロンティア塾」及び「いきいきキラリ塾」を開講し、79 名の参加がありました。

⑤ 幼児期教育・保育の充実

(第 2 節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

◆ブックスタート事業では絵本の配布を行い、家庭での読み聞かせを推進します。図書館では週2回の読み聞かせを開催し、親子でふれあう機会の提供を行います。

【評価】

○

【検証】

◇ブックスタート事業を実施し、106 名の参加がありました。たねちゃんおはなしかいやみこちゃんおはなしかいなどを定期的に開催できました。

⑥ 子どもの居場所環境の整備

(第 2 節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

◆サタデーサイエンス、子ども将棋教室といった土曜日事業を継続するなど、土日等休日の子どもたちの居場所づくりを推進します。

【評価】

○

【検証】

◇サタデーサイエンスに延べ 90 名、キッズキッチンに延べ 60 名、子ども将棋教室 17 名の参加がありました。

⑦ 健全育成環境づくり

(第 3 節-教育・文化・人づくり_II-青少年健全育成_1-青少年健全育成)

◆各学校 PTA に対し家庭教育事業への補助や助言を行い、家庭教育を推進します。授業参観時の託児は地域婦人連絡協議会と連携して行います。

【評価】

○

【検証】

◇家庭教育学級委託事業・思春期講座・小学校の授業参観時の託児をそれぞれ実施できました。

⑧ 生涯学習環境の整備

(第 3 節-教育・文化・人づくり_III-生涯学習_1-生涯学習)

◆民間営利事業者であっても社会教育にふさわしい事業であれば、施設の使用ができるようにしています。新田コミュニティセンターでは高原ミネラル株式会社の指定管理となっており、民間事業者の強みを活かした自主文化事業(他の事業者と連携した熱中症予防講座やパン作りなど)を行います。

◆生涯学習講座指導者の育成を図るため、生涯学習講座修了生などの人材バンクへの登録勧誘活動を行いながら、自主事業などの指導者としての経験が積めるように支援していきます。

- ◆町民生活のデジタル化を推進するため、タブレット・スマートフォンを活用した講座を実施しています。

【評価】	【検証】
○	<p>◇民間営利社会教育事業者の社会教育施設の利用制度を継続し、多様な生涯学習の機会を創出し、新田コミュニティセンターは指定管理者の創意工夫による自主事業が実施されました。</p> <p>◇人材バンクの登録を勧誘しましたが、登録はありませんでした。</p> <p>◇暮らしに役立つスマート教室を開催しました。</p>

⑨ 生涯学習活動の促進

(第3節-教育・文化・人づくり_III-生涯学習_1-生涯学習)

- ◆自治公民館単位で行う生涯学習講座への講師謝金の助成、備品の貸出を行います。
- ◆生涯学習講座や総合交流センター利用者の意見をとりいれ、社会の情勢に合った生涯学習事業を行います。
- ◆学校と連携した子どもの体験学習や図書館利用をした事業を継続します。

【評価】	【検証】
○	<p>◇生涯学習講座謝金助成は2件あり、公民館備品の貸出を行いました</p> <p>◇生涯学習講座を12講座開催しました。</p> <p>◇図書館において各種自主事業を展開するとともに職場体験も受け入れました。</p>

⑩ 文化芸術に親しむ機会の充実

(第3節-教育・文化・人づくり_IV-文化芸術_1-文化芸術)

- ◆図書館資料の貸出対象を、西都児湯地域在住の方まで拡大します。県の中央部に位置するという利点を活かし、県レベルの会議や大会が開催できるよう、施設の整備管理を行っていきます。
- ◆図書館と連携し、ブックフェスタなどのイベントを行い、町民の方に来てもらえるような図書館を目指します。今年度は4,500冊の本を新たに購入予定です。
- ◆各学校で、文化庁が行う芸術家派遣事業の斡旋を行います。また、文化会館自主文化事業ではワークショップを伴った事業を実施し、体験活動ができる機会を提供します。

【評価】	【検証】
○	<p>◇新富町図書館の蔵書を西都児湯地域在住の方に貸出することとしました。新富町文化会館では施設整備を検討し、貸館を推進しました</p> <p>◇ブックフェスタなど多様な図書館イベントを実施しました。</p> <p>◇文化会館自主文化事業では「寄席囃子体験ワークショップ」を開催しました。</p>

⑪ 文化施設の活用

(第3節-教育・文化・人づくり_IV-文化芸術_1-文化芸術)

- ◆文化会館において、指定管理者による自主文化事業については見直しを行いながらあらゆる事業に取り組んでいく。
- ◆啓発的な文化芸術事業を開催できるよう、県立芸術劇場が行うサテライト事業の活用を検討します。
- ◆文化サポーターの活動を支援するとともに、新たな人材の確保を目指して、継続的な会館運営を目指します。
- ◆利用しやすい環境づくりを行うため、文化会館の大規模改修に向けた調査を行います。今年度は通常照明のLED化に向けた設計を行います。

【評価】



【検証】

- ◇15の自主文化事業を実施し、6,912名の来場者がありました。
- ◇今年度はサテライト事業等の活用はできませんでした。
- ◇文化サポーターと連携し、自主文化事業への協力をお願いしました。
- ◇大ホール舞台機構修繕、消防設備取替などを行い、大規模改修に向けた調査を行いました。

⑫ 文化芸術活動の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_IV-文化芸術_1-文化芸術)

- ◆生涯学習フェスタで開催される文化発表や、町民参加型の自主文化事業を行い、発表の場の提供や指導者養成・紹介の支援を図ります。
- ◆地域の郷土芸能等の保存会に対し、県などが行うイベントの紹介や参加要請を行い、活動機会の提供を行うとともに、用具や後継者育成に必要な経費を確保するため、国や県の補助事業、財団等が行う助成事業の情報を提供します。
- ◆総合交流センターでは西回廊を文化芸術の披露の場として提供していきます。生涯学習フェスタでは多くの方が参加できるよう広報啓発を行っていきます。

【評価】



【検証】

- ◇生涯学習ウィークの文化発表の部として開催しました。
- ◇披露機会を紹介しましたが、出演には至りませんでした。依頼を受け、三納代神楽が神話伝承まつり、新田神楽はみやざきの神楽連絡協議会等での披露を行いました。助成金事業の情報提供等を提供しましたが、活用には至りませんでした。
- ◇総合交流センター西回廊に16の展示会が開催されました。

⑬ 文化財の保存と活用

(第3節-教育・文化・人づくり_IV-文化芸術_1-文化芸術)

- ◆今年度から草刈り回数を増やすなどして、古墳公園として年間を通して利用できるよう環

境整備を図ります。

- ◆地域住民・関係機関等と連携しながら、日本遺産に認定された新田原古墳群を観光分野での活用に向けて検討していきます。
- ◆発掘調査報告書や資料館所蔵資料のデータ化を進めています。
- ◆文化庁調査官を招聘し、重要文化財指定に向けた資料館レイアウトの変更など環境整備を行います。
- ◆湯之宮座論梅の保護増殖を推進するため、湯之宮座論梅保護対策会議を開催します。湯之宮座論梅保護のため、造園業者による薬剤散布、施肥、剪定を行います。
- ◆各学校での出前事業や古墳祭、生涯学習講座などで、地域にある文化財を紹介し、文化財保護意識の啓発を図ります。
- ◆資料館を学校の総合学習や生涯学習講座、日本遺産事業で活用し、学習支援や観光客の誘致を図ります。
- ◆高鍋神楽の国指定に向けた調査を行い、保存会や調査委員会の活動を支援します。今年度は報告書作成に向けて関係市町村との連携を進めます。
- ◆小中学校の出前授業で、地域の歴史や偉人、文化財保護活動の状況を発信し、郷土の文化財を継承する人材の育成を図ります。

【評価】

○

【検証】

- ◇古墳公園の活用のため草刈り回数を増やし環境整備しました。
- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構の事業として、百足塚古墳をライトアップするイベントを実施し、観光分野の活用を実施しました。
- ◇発掘調査報告書のデータ化を進めています。
- ◇百足塚古墳出土埴輪の国重要文化財指定に向け、資料館レイアウトの変更など環境整備を検討しました。
- ◇出前授業を8回、外部依頼による講話を4回実施しました。
- ◇小中学校の学習や高齢者教室で文化財学習のため資料館を活用しました。
- ◇高鍋神楽の国指定に向け調査を行い、関係市町村と報告書を作成しました。
- ◇小中学校の依頼を受け、地域の歴史や偉人、文化財について啓発しました。

⑯ 誰でも参加できるスポーツの推進

(第3節-教育・文化・人づくり_V-スポーツ_1-スポーツ)

- ◆誰もが安心してスポーツ活動に参加できるよう、デジタル化したスポーツ安全保険の啓発普及を行います。
- ◆地区からのスポーツに関する体験等の要望に対し、スポーツ推進委員を派遣して指導等の支援を行います。

- ◆町内の各競技団体と連携し、町との共催にて、ミニバレー、レガッタ、グラウンドゴルフ、ソフトボールなどの大会を開催し、町民の健康増進と地域交流を図ります。
- ◆スポーツ少年団の指導者を育成するため、スキルアップを図るための講習会等について情報提供を行います。
- ◆ニュースポーツの教室を開催し、町民向けニュースポーツの紹介を推進します。

【評価】

【検証】

- ◇デジタル化により利便性が向上したスポーツ安全保険の周知に努めました。
- ◇地区等の活動にスポーツ推進委員を13回派遣しました。
- ◇計画していた大会はすべて実施できました。
- ◇スポーツ少年団の指導者育成のため講習会を案内しました。

⑯ スポーツ環境の整備

(第3節-教育・文化・人づくり_V-スポーツ_1-スポーツ)

- ◆学校施設の有効活用を図るため、各学校体育館の夜間開放を行います。
- ◆令和5年度に導入した公共施設予約システムについて、町民の方が円滑に利用できるよう運用面での改善を図ります。
- ◆町体育館照明をLEDに取り換えるための工事を行います。また、西体育館照明のLED化に向けた設計を行います。
- ◆国民スポーツ大会に向け、開催競技施設の整備を推進します。

【評価】

【検証】

- ◇小中学校体育館の夜間開放を行いました。
- ◇公共施設予約システムの本格稼働で、運用面を工夫しました。
- ◇町体育館のLED化工事を行い、西体育館のLED化に向けた実施設計を行いました。
- ◇国民スポーツ大会に向け、競技会場を富田浜公園に変更しました。

⑯ ボランティア団体との協働の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)

- ◆富田浜清掃を行うボランティア団体へゴミ袋の提供などの支援を行い、地域活動への町民の参加を促進します。

【評価】

【検証】

- ◇海岸清掃するボランティア団体に都市建設課と協力してゴミ袋の提供等を行いました。

⑯ 多文化共生社会づくりの推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)

- ◆多文化共生の意識を醸成するため、職員への研修の場の提供や広報を活用した異文化の紹

介、外国語を学ぶ生涯学習講座の開催等に取り組みます。

◆成人式において、町内在住、在勤の外国人の方に成人式に参加してもらえるよう、勤務先と連携し、文化交流ができる機会の創出を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇初級脳トレ英会話教室を実施しました。
- ◇はたちの集いにおいて町内在住外国人の方に参加案内を行い、8名参加がありました。

⑯ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実行するための行政の取り組み_I-行財政運営_2-財政運営)

◆受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇公共施設予約システム導入に向け、令和4年度中に総合交流センターきらりの利用料を見直し、運用を工夫しました。

農業委員会事務局

局長 宮本 信一
局長補佐 和田 憲幸

1. 農業委員会事務局の役割

農業委員会事務局は、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地等の権利移動の許可や、農地等転用申請書に関する業務や農業者年金の推進業務等を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 農地の保全を図り、農業景観の維持に努めます。

(第1節-暮らし・環境 _IV-生活環境 _4-景観の整備)

◆年間を通じて農地の見回りなど農地利用最適化活動を活発化することにより農地の保全を図り、農業景観の維持に努めます。

【評価】



【検証】

◇年間を通じ農業委員が農地見回りを行い、景観維持に努めました。

② 農林水産経営の充実

(第4節-産業・経済 _I-農林水産業 _1-農林水産業)

◆農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、関係法令等を活用しながら農地利用の最適化を図り、担い手への集約化に努めます。

◆8月に農地パトロールを実施し、遊休農地の状況を適切に把握したうえで利用意向調査を行い解消に努めます。

【評価】



【検証】

◇農業経営基盤強化促進法による所有権移転は47件、利用権設定は447件、所有権移転は、田27筆、畠64筆となり、集積・集約を促進しました。

◇8月に農地パトロールを実施し、状況を把握のうえ遊休農地解消防止に取り組みました。

③ 新規就農者及び農業後継者の支援

(第4節-産業・経済 _I-農林水産業 _1-農林水産業)

◆新規就農者や農業後継者に対し農業者年金政策支援制度加入促進事業補助金を活用し、就農定着や農業者年金の加入推進に努めます。

【評価】



【検証】

◇若者層への加入促進事業において3名の加入となりました。また、11月に加入推進月間を設け、加入促進に取り組みました。